

# 水源開発問題全国連絡会

## 第3回総会

1996年11月23日

岐阜県大垣市

## 経過報告と課題

### 1. 経過報告

主な動き

- 11月27日 シンポジウム「公共事業チェックと政治改革」 星陵会館  
大規模林道ネットワークと共催
- 1月11日 建設省河川局開発課ダム審議会担当者との交渉  
3月13日 沙流川（二風谷）中間答申  
4月20日 渡良瀬遊水地シンポ（建設省出席）
- 5月24日 シンポジウム「ダム審議会を問う」衆議院第一議員会館  
6月10日 苦田ダム答申
- 6月14日 見直し機関問題勉強会 講師 梶山正三弁護士  
6月28日 中国地建交渉  
7月11日 建設省河川局開発課長交渉  
8月10日 川辺川ダム答申  
9月 8日 苦田ダムシンポジウム（建設省出席）
- 10月24日 建設省河川局 ダム審議会委員会担当者との交渉

#### 1) ダム審議会委員会への対応

この一年間の水源連の活動は、昨年6月30日に建設省が発表した「ダム審議会委員会」を含む「新しい評価システム」への対応が一番大きな課題でした。

対象となった11事業の内、木頭村の村長・議長が委員就任拒否を貫く細川内ダム以外は審議会委員会が設置され、今年4月以降新たに成瀬ダム、高梁川総合開発についても審議会委員会が設置され、これまでに12のダム審議会委員会が設置されました。

これらの中で二風谷ダムに関しては今年3月13日中間答申が出され、4月からの試験湛水を全く不当な根拠で認めました。

また、苦田ダムに関しても、6月10日にはたった3回の形式的な会議で最終答申が出され、事業推進を明確にしました。また川辺川ダムに関しても、8月10日に答申が出され、利水の問題やクマタカの生息問題などを無視してゴーサインが出されました。それをうけて、五木、相良両村は九州地方建設局、熊本県と、11月11日、計画発表から三十年の今、ダム本体着工に関する協定締結に追い込まれました。

5月に発足したばかりの高梁川総合開発事業に関しても7月29日に答申が出され、建設推進が明らかにされました。

これらのダム審議会委員会の動向は、一部運動の成果として「渡良瀬遊水地開発」に関する事業延期や「小川原湖総合開発」のような事業中止の動きもありますが、「『評価システムの試行』のねらいは『ダム事業の推進』と『全国で闘われている水源開発反対運動の切り崩し』にある」（「ダム事業の評価システムの試行に対する水源開発問題全国連絡会の見解」 95年7月26日）という私たちの主張を裏付けるものでした。

水源開発問題全国連絡会としては、建設大臣、地方建設局長、審議会委員会委員長に向けた抗議・要請行動（数回にわたる文書での申し入れ、1月11日建設省交渉、6

月28日中国地建交渉、7月11日建設省交渉など）および5月24日シンポジウム「ダム審議会委員会を問う！」を行ってきました。同時に、各地方建設局と住民団体とが連続シンポジウムを持つことを建設省に提起してきました。

ことに5月24日のシンポジウム「ダム審議会委員会を問う！」は、全国のダム反対運動団体、建設省、国会議員を含め100名を越える参加者を得て行われました。ここでは、沙流川（二風谷ダム）、徳山ダム、足羽川ダム、苦田ダム、吉野川第十堰、川辺川ダムの現地から各審議会委員会の実態を報告してもらい、表向き建設省が言うような「見直し機関」の実体をなすものではないという事実を突きつけました。また細川内ダム問題では木頭村長がなぜ審議会委員会に加わらないのかを明確にしました。その場での建設省側の回答はこれまでの建前論を繰り返すのみで、何等私たちの指摘に答えるものではありませんでした。

6月28日には、6月10日に出された苦田ダムに関する答申についての対中国地建交渉を行いました。緊急の呼びかけにもかかわらず、熊本・岐阜・徳島・東京・岡山から15名が広島での交渉に参加し、「現時点で苦田ダム建設の是非にまでさかのぼって議論することは適切ではない」等というひどい内容の答申の撤回を要求しました。

更に、7月11日の建設省河川局開発課長との交渉でもダム審議会委員会の問題点を指摘し、5月24日に出している5項目の要求（次項参照）を再度行うとともに、苦田ダムの答申の不当性を主張しましたが、建設省は「当面このまま継続する」と強弁するのみでした。

このようにダム審議会委員会を利用した事業推進の動きが強まる中で、各地の団体では傍聴要請、意見書の提出、公聴会を巡ってそのあり方の問題を指摘したり、公聴会で事業の欺瞞性を主張したりと様々に工夫をした取り組みがなされてきました。また、川辺川ダム審議会委員会に対しては答申の直前に「審議会委員会の解散要求」なども行って来ました。

足羽川ダムや徳山ダムについても審議会委員会の動きは確実に進んでおり現地では、申し入れや、公聴会での陳述などでダム計画と、審議会委員会の問題点を追及し、専門委員会の設置要求等をしてきています。

こうした各審議会委員会に対する直接的な行動だけでなく、川辺川ダムの利水事業は不要であるとする「国営川辺川土地改良事業」の「意義申し立て棄却の取り消し」を求める866人も関係農家らの行政訴訟の提訴や、建設省を巻き込んだシンポジウム開催（渡良瀬遊水地・苦田ダム・吉野川第十堰〔吉野川シンポジウムは水源連未加入〕等の行動が各地で取り組まれています。水源連としてもこれらの活動を全国に知らせるなどの支援を行ってきました。

また、こうした欺瞞的なダム審議会委員会の実態を国会の場で明らかにしていくための「質問主意書」提出の準備も行ってきました。

#### 2) 私たちの求める見直し機関の実現に向けて

水源開発問題全国連絡会のもう一つの活動の柱である「公共事業見直し機関の設置」についての活動としては、昨年11月27日 シンポジウム「公共事業チェックと政治改革」を東京・星陵会館に於て大規模林道全国ネットワークと共催で行いました。これには大石武一、佐高 信、百瀬敏昭、岡島成行、藤原 信、金田誠一、竹村泰

子、高見裕一の各氏らの参加があり、マスコミ・学者・国会議員それぞれの立場から、真の公共事業チェック機構実現の必要性が語られました。

また、見直し機関の実現に向けた取り組みとしては、自治労や日本弁護士連合会、近畿弁護士会連合会の動きもあり、徐々に他団体からも私たちと歩調を同じくする動きが出てきています。その中で独自の私案を出されている梶山正三弁護士を招いての勉強会も6月14日に事務局を中心に行っています。

このことについて、事務局は引き続き作業を継続中で、皆さんの意見を頂くために別途報告を行います。

### 3) その他

そのほかに私たちの活動を取り巻く問題としては、ダム無しの振興策に全精力を傾けて来られた木頭村の藤田助役が、陰湿な妨害・嫌がらせの中で自らの命を絶たれたと言う事件がありました。こうした悲しいことが2度と私たちの活動の中で起きないようにすることこそ、何より私たちの務めといえます。

各地の運動の内容は単にダム審議委員会に関連した、対建設省のダム反対運動だけではありません。全国的に運動を展開しつつその運用が強行されてきた長良川河口堰問題、北海道の千歳川放水路計画、松倉ダム計画、宮城県の新月ダム計画、霞ヶ浦開発計画、神奈川の相模大堰、新潟県の奥只見の揚水ダム計画、滋賀県の永源寺第2ダム計画、福岡の真名子ダム、長崎の石木ダムなど各地の運動も地道に続けられています。水源連として十分な支援や取り組みが出来ないままとなり今後の課題と言えます。

また、今回の総会の開催に当たって、地元大垣市が「徳山ダム建設中止を求める会」に与えた11月24日全国集会等の会場使用許可を取り消すということがありました。行政の意に添わない団体には、公の会場を貸さないという異常な事態であり、地元の皆さんの法的手段を使っただけの反撃や全国からの抗議行動により、全国集会の会場は使用できることになりました。その後苦田ダムの奥津町でも団結もちつき大会での旧久田公民館の使用を、町の方針に反するものだから認めないという決定が出されるなど、民主主義の基本に関わる重大な問題が連続しています。旧久田公民館使用問題については、全国からの抗議に町当局が町民センターの使用を認める形で決着を見えています。圧力・妨害に対して直ちに全国から抗議文を寄せることが出来るのは水源連のすばらしさです。

国が県を、県が市町村を、そして市町村が住民を不当に圧迫するという悪い連鎖を断ち切って行かなければなりません。

## 2、ダム審議委員会の問題点と評価

昨年、7月26日に私たちは、今回の「ダム審議委員会」の設置に対する見解を発表しました。

そこでは、このシステムが所詮「第三者による見直し」ではなく事業者たる建設省自らの「見直し」であり、委員の推薦は、同じく事業の推進者である県知事に任せられ、事業に反対の意見を持つ人が参加する機会はほとんどなく事業推進の立場の人間が半分以上を占める仕掛けになっているものと指摘し、その意図は「全国で闘われている水源開発反対運動の切り崩し」にあるとして設置の白紙撤回を求めると

もに、第三者機関による見直しを要求してきました。

そして、その後各地に設置された審議委員会の実体は私たちの指摘した通りのもので、沙流川総合開発（二風谷ダム）、苦田ダム、川辺川ダム、高梁川開発等の事業追認の「答申」がそのことを証明しました。

しかし、他方では審議委員会の過程で傍聴を認めさせた「吉野川第十堰」での運動や、困難な中でも公聴会の中でダム反対の根拠を明確にする努力をしてきている運動があり、ダム審議委員会の動きに対応した活動も追求されてきました。

そうした審議委員会が稼働しているという現実に対しては、5月24日のシンポジウム「ダム審議委員会を問う！」の中で、以下の5項目の要求を建設省に対し行いました。

- ① 審議委員会を全面公開すること。
- ② 公聴会を意味あるものにするため次のように改善して開催すること。
  - a、公聴会の開催を多くの人を知ることが出来るように周知の方法を改めること。
  - b、公述人の人数を制限せず、口述の時間を十分に取ること。
  - c、単なる意見陳述ではなく、公述人がダム事業者と議論できるようにすること。
- ③ 専門委員会の半数は異議申立者の推薦とすることとし、その専門委員に実質的な審議を委ねること。
- ④ 審議委員会において審議を行っている間は、当該事業及び関連事業を中断すること。
- ⑤ 当該事業に関する住民主催のシンポジウムに建設省の責任者が必ず出席すること。

残念ながらこの要求全ては実現されていませんが、シンポジウムへの出席は実現して来たところであり、引き続き他の4項目の実現も建設省に迫りながら、一方的な審議委員会の運営や答申が出されないような監視を引き続き強めなければなりません。

## 3、課題

### 1) ダム審議委員会および建設省への対応

- ① 国会の場での質問
- ② 建設省との連続シンポジウムの開催
- ③ 世論の喚起

### 2) 見直し機関の実現に向けて

- ① 内容の整理と法案の作成
- ② 関係団体との連携
- ③ 国会対策

### 3) 組織の強化

- ① 情報や、共同行動のネットワーク作り
- ② マスコミ対策
- ③ 妨害、各種圧迫に対する対策
- ④ 財政の強化（別途提案）

目次

ダム等事業の見直し機関としての必要な条件

(水源開発問題全国連絡会) …………… 1  
 見直し機関についての水源開発問題全国連絡会草案(1994年11月)  
 と梶山正三弁護士私案(1996年2月)の比較…………… 2  
 ダム事業の公共性を問う(水源開発問題全国連絡会) …………… 4  
 足羽川ダムの必要性の検討(要約)(水源開発問題全国連絡会) …………… 7  
 成瀬ダム事業についての意見(成瀬ダム事業審議委員会) …………… 9

各地からの報告

松倉川を考える会……………10  
 牛久の自然を守る会……………10  
 渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会……………11  
 金町浄水場の水をおいしくする会……………12  
 相模川キャンペーンシンポジウム……………12  
 福井県美山町ダム反対期成同盟会……………13  
 長良川河口堰に反対する会……………13  
 長良川河口堰この一年間の活動報告……………14  
 細川内ダム建設計画に反対する『木頭村』……………15  
 「苦田ダム建設事業審議委員会」について……………16  
 子守唄の里・五木村(熊本県)を沈める  
 川辺川ダム建設計画の問題点……………18  
 「日本一の巨大ダム」徳山ダムからの報告……………19

会計報告……………21  
 水源開発問題全国連絡会大垣市総会宣言(案) ……………22

新聞記事資料……………23

ダム等事業の見直し機関としての必要な条件

水源開発問題全国連絡会

1. 各省庁の干渉を受けることのない、内閣総理大臣直属の行政委員会とし、その審理の結果により、事業存続の可否が決定されること。
2. 異議申し立て者と事業者が対等の立場で事業の是非を争えるように、また、審理結果の判定が事業者側の一方的なものにはならないように、委員の人選も含め、行政委員会及び案件担当委員会が構成され、委員会の意思決定の仕組みがつけられること。
3. 見直し対象の範囲は、建設省直轄、水資源開発公団、都道府県が実施するダムおよび堰、水路の建設事業で、国費が投入される全ての事業とし、工事中のものを含むこと。
4. 審理の対象は、一定数以上の有権者、或いは地元自治体からの異議申し立てがある事業とすること。
5. 見直し機関は事実に基づいて科学的に事業の是非を審理し、事業の中止、凍結、変更・縮小、存続のいずれかの判定をすること。
6. 審理は公開とし、審理に必要な資料をすべて公開すること。更に、その審理においては異議申し立て者の主張の展開と、事業者との議論が保証され、民主的・実質的な審理が行われること。
7. 問題を含む事業に対する中止等の措置がすみやかに行われるように、審理の期間に半年程度の制限を設けるとともに、工事が次の段階に進まないための歯止めがかけられるようにすること。

（下線の記述が案の内容で、下線の無い部分の記述は案の説明である。）

	水源連草案	梶山私案
<p>1. <u>見直し機関の位置づけ</u></p> <p>〔注〕国家行政組織法3条による総理府外局の独立行政委員会、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会がある。</p>	<p>内閣総理大臣に<u>勧告</u>できる行政委員会とし、<u>総理府に置く</u>。内閣総理大臣はその<u>勧告を尊重</u>して必要な措置を講じなければならぬものとする。</p> <p>勧告機関にとどめたのは、①水源開発事業の中止等を決定する超法規的な機関の設置は困難であるという判断と、②行政改革委員会と同様、直ちに設置することが可能であろうという考えによるものである。</p>	<p>国家行政組織法3条による、<u>準司法的権限を有する独立行政委員会を設置し、その判定に法的な拘束力を持たせる</u>。</p> <p>建設大臣の行政裁量権は、内閣の行政権の一部であり、閣議決定による拘束を受けるが、内閣以外がそれを制限することはできない。唯一の例外は準司法的な手続きを行う独立行政委員会である。</p> <p>したがって、見直し機関の結果に実効性をもたせるには準司法的な権限を有し、内閣から独立した行政委員会の設置が必要である。ただし、準司法的な判定をするのであるから、判定の基準となる実体法が必要である。</p> <p>勧告機関とした場合、内閣がその勧告を尊重するとしても、法的拘束力が生じるわけではなく、その実効性は疑問である。また、<u>勧告機関は国家行政組織法8条による審議会の一種であり、その権限は大臣の諮問に対する答申にとどまる</u>。</p>
<p>2. <u>見直しの結果に対する不服申し立て</u></p>	<p>再申し立ての要件をよりきびしく設定することにより、<u>再申し立てが可能</u>なようにする。</p> <p>勧告にとどめていないので、見直し結果の処分性は考慮していない。</p>	<p>行政事件訴訟法の規定により、<u>判定後3カ月以内に抗告訴訟を提起</u>することができるものとする。</p> <p>また、<u>判定後5年経過した場合は再申し立てが可能</u>とする。</p> <p>判定は行政機関による準司法的判定であり、行政事件訴訟法にいう行政処分<sup>に該当する</sup>のである、抗告訴訟の提起が可能である。</p>
<p>3. <u>見直しの対象となる事業の範囲</u></p>	<p>建設省と水資源開発公団のダム・堰・水路建設事業および都道府県のダム・堰・水路建設事業（国庫補助事業）を対象の範囲とし、<u>国費が投入される全ての事業を含むものとする</u>。また、<u>事業の規模、進捗状況は問わないものとする</u>。</p> <p>水源連参加団体が問題としている事業は事業主体がそれぞれ建設省、公団、都道府県の場合があり、事業の進捗状況も様々であるので、<u>全事業を対象の範囲とした</u>。</p>	<p>建設省直轄のダム、堰の建設事業で<u>工事に着</u>手していない事業のうち、</p> <p>①<u>計画策定後10年を経過したもの</u>                  ②<u>上記の期間が5年以上10年であって、見直し機関が審議開始を相当と認めたもの</u>                  ③<u>見直し機関の判定後5年以上経過したもの</u></p> <p>ただし、<u>見直し機関発足時に既に着手しているもの及び完成しているものについては経過措置として見直しの申し立てができるものとする</u>。</p> <p>計画策定期をどの時点とするかは検討課題である。（河川工事実施基本計画策定時、ダム基本計画策定時、……。なお、経過年数5年未満の事業を対象外にしたのは、計画策定時に別の制度で計画の合理性を判定することが必要と考えたからである。</p>
<p>4. <u>審理開始の要件</u></p>	<p>次の①～④のいずれかの異議申し立てがある場合か、<u>見直し機関が必要と判断する場合</u></p> <p>①<u>地元市町村で有権者数の1/10以上の連署</u>                  ②<u>流域で有権者2000名以上の連署</u>                  ③<u>一つ以上の流域自治体</u>                  ④<u>全国有権者10万名以上の連署</u></p>	<p>次の①～③からの申し立てがある場合</p> <p>①<u>流域の各自治体（市町村及び都道府県）において有権者数の1/50以上の連署</u>                  ②<u>流域自治体の首長</u>                  ③<u>建設大臣（廃止判定後5年以上経過の場合）</u></p>

	水源連草案	梶山私案
5. <u>二重申し立ての扱い</u>	検討せず	二重申し立てを禁止し、申立人の他に見直しを求めめるものは参加人として同一の権利・義務のもとに参加できるものとする。
6. <u>見直し機関の構成と委員人選の方法</u>	見直し機関の委員は国会の推薦により、総理大臣が任命する。 案件別に専門委員会を設置し、委員1名と専門委員4名で構成する。専門委員は申し立て者と事業者が各々2名推薦する。	見直し委員会の委員は総理大臣が両議院の同意を得て任命する。 事案ごとに委員3人で担当委員会を構成し、同時に調査委員会を設置する。調査委員会の委員は流域自治体首長が推薦するもの各1名と申立人が同数推薦するもので構成する。
7. <u>見直しの内容</u>	事業の必要性の有無を審理する。 生活、環境、生態系への影響、災害誘発の危険性等の問題も含めて見直しを行うべきであるが、これらの問題の検討は裁判と同様、長い期間を要するため、半年程度で結論を出すという前提で考えると、見直しは事業の必要性の問題に限定せざるをえない。環境等の問題については環境関連法等の整備を急ぐべきである。	事業の必要性、採算性、計画実施に伴う利害関係などを審理する。
8. <u>審理の期間</u>	概ね半年以内	概ね3カ月で、最長6カ月
9. <u>審理の手続き</u>	審理は公開し、申し立て者と事業者がそれぞれの主張を展開する。また、委員会は事業者に対して審理に必要な資料の提出を要求して公開する。	審理は公開し、裁判と同様、証拠の提出、証人尋問、意見陳述等を行う。また、委員会は官公庁等に対して審理に必要な資料の提出を要求して公開する。
10. <u>見直し結果の決定方法</u>	専門委員会の検討結果に基づいて、委員会が決定する。	原則として担当委員会の多数決で判定の結果を決めることとするが、調査委員会の結論に反する場合は全員一致の評決を必要とする。全員一致でない場合は調査委員会の結論を判定の結果とする。
11. <u>見直しの結果</u>	次のいずれかとする。①事業の存続 ②事業の中止 ③事業の凍結 ④事業の縮小・変更	次のいずれかとする。①計画の廃止 ②計画の認容 ③計画の一部認容または計画の変更を前提とした認容 ただし、③の計画内容の変更に関する部分は、建設大臣の行政裁量権に関わることであるので、法的な拘束力はなく、勧告となり、建設大臣は勧告に従うか、凍結するかを選択することになる。
12. <u>事業進捗の扱い</u>	審理中の事業凍結はなく、審理の期間を半年以内に限ることにより、早期の事業中止、凍結等が行えるようにする。 見直しの対象になった段階で直ちに事業を凍結することが望ましいが、一定数の住民からの異議申し立てだけで凍結までもっていくのはむずかしいと判断した。	〔未着手の事業〕見直し機関は申立者の申し出により、最長6カ月の範囲で、工事着手を禁止することができるものとする。 〔見直し機関発足時の経過措置として対象〕となる着工済み事業の扱いについては記述されていない。

ダム事業の公共性を問う

水源開発問題全国連絡会

1. 利水について

(1) 架空の水需要予測

全国の水需要の動向をみると、工業用水はほぼ横這いの傾向が続き、水道用水は増加率が小さくなってきているので、今後の都市用水（工業用水+水道用水）の増加量はさほど大きなものにはならない。

今後の都市用水の増加は、節水の推進、農業用水からの転用、地下水の有効利用などの代替手段によって対応することが可能であり、新たなダム建設は不要である。

しかし、国は水需要の実績と乖離した架空の水需要予測を行い、それに基づいて何百という数のダム建設事業を進めている。

(2) 新たなダムを必要としない渇水対策

1994年渇水の木曾川の例で明らかなように、川の流れを主に支えているのはダムではなく、森林等の自然が生み出した水であり、ダム建設よりも、広葉樹を中心とする森林の整備に力を注ぐべきである。

そして、次の対策を進めれば、異常渇水を乗り切ることが可能である。

- ① 農業用水の一部を一時的に都市用水に転用する。  
(木曾川の例でも明らかなように、農業用水の取水量が圧倒的に大きい。)
- ② 既設ダムの運用を合理的に行って、過大放流をなくす。
- ③ 日頃から地下水等の自己水源の維持・利用拡大をはかる。
- ④ 日頃から節水徹底の施策を推進する。(節水機器の普及、雑用水道の普及等)

図1 都市用水の動向と国の水需要予測(全国)

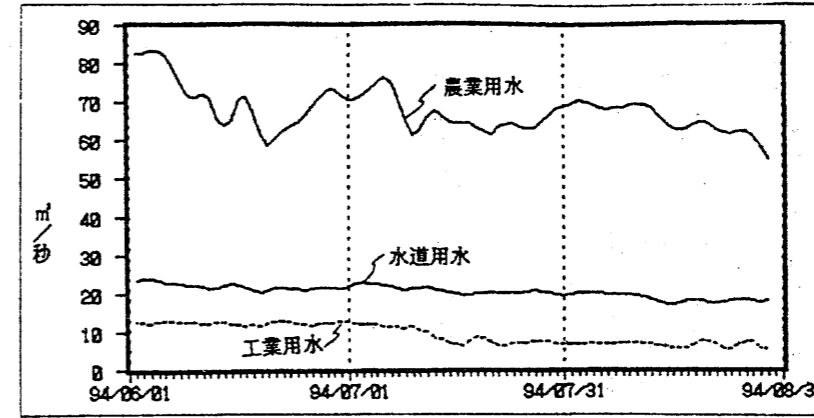
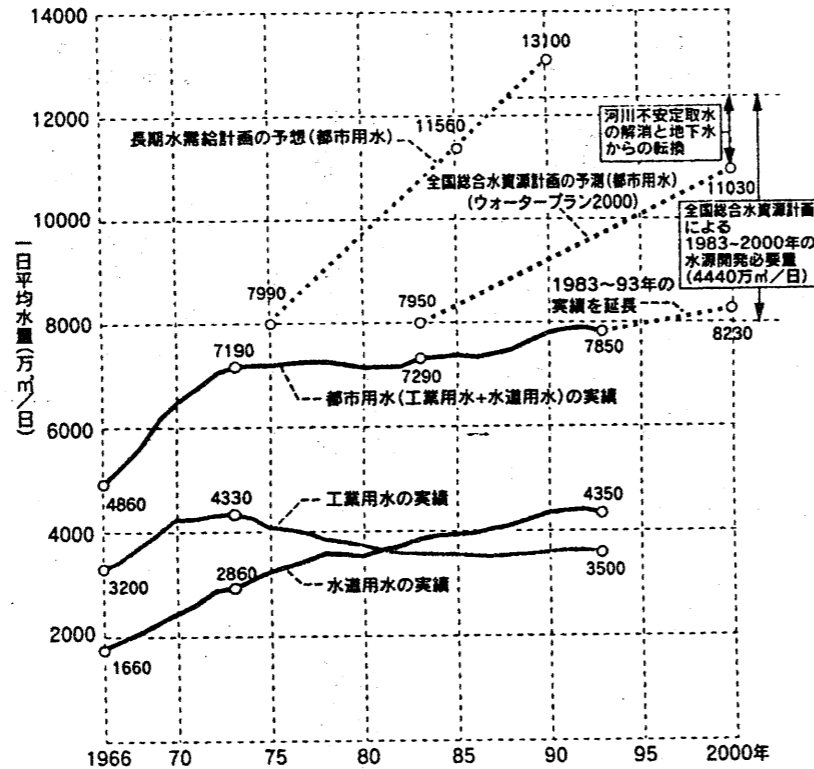


図3 木曾川の取水量(1994年)  
[注] 3日移動平均値を示す。

2. 治水について

ダム建設を前提した治水計画には次のような問題がある。

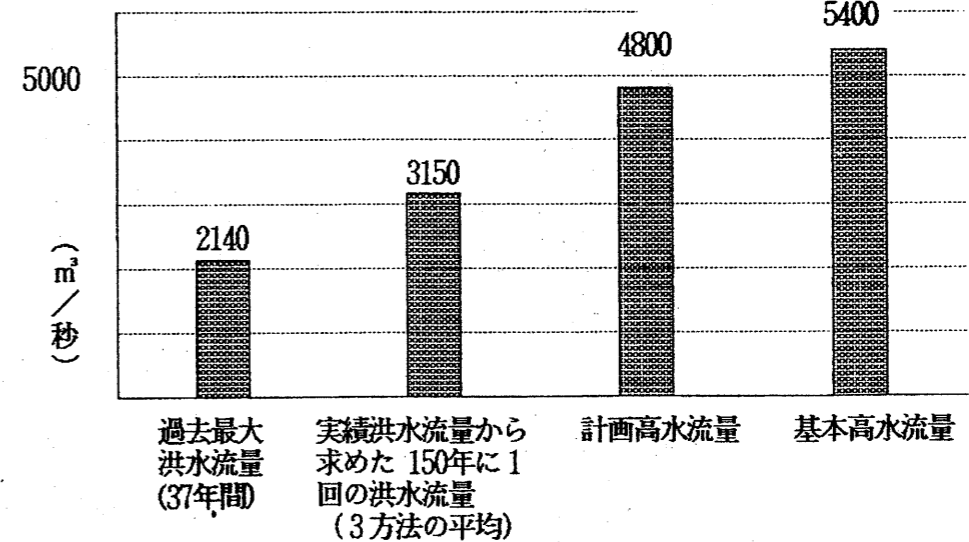
① 過大な基本高水流量が設定されていることが多い。

(基本高水流量：ダム等の効果を考慮しない場合の〇〇年に1回の洪水流量)

建設省の足羽川ダム計画の場合(福井県)

150年に1回の洪水流量(基本高水流量)として設定されている5400m³/secは過去の洪水流量の実績からみて、150年に1回の確率では起こりえない過大な流量である。実績洪水流量から統計的に求めた150年に1回の洪水流量は計画高水流量(ダムの効果を考慮した洪水流量)をも下回っており、足羽川ダムの建設は不要である。

図4 日野川深谷地点の洪水流量  
(足羽川：日野川の支川 日野川：九頭竜川の支川)



② ダムによる下流部の洪水低減効果は小さい。

ダムで洪水調節を行っても、氾濫から防止すべき下流部の洪水流量の低減にはさほど寄与しないことが多い。足羽川ダムについては建設省の計算でも低減効果は次のようになっており、洪水流量の計測誤差程度の役割しか果たせないことが多い。

足羽川ダムによる日野川深谷の洪水流量の低減率(過去の13回の洪水についての計算)

1~3%	4~6%	7~9%	10~12%	13~15%	16~18%
4回	2回	2回	3回	1回	1回

③ 現況の堤防と河床のままか、あるいは堤防の多少の高上げや河床の多少の掘削で基本高水流量に対応できるにもかかわらず、その事実が隠されていることが多い。

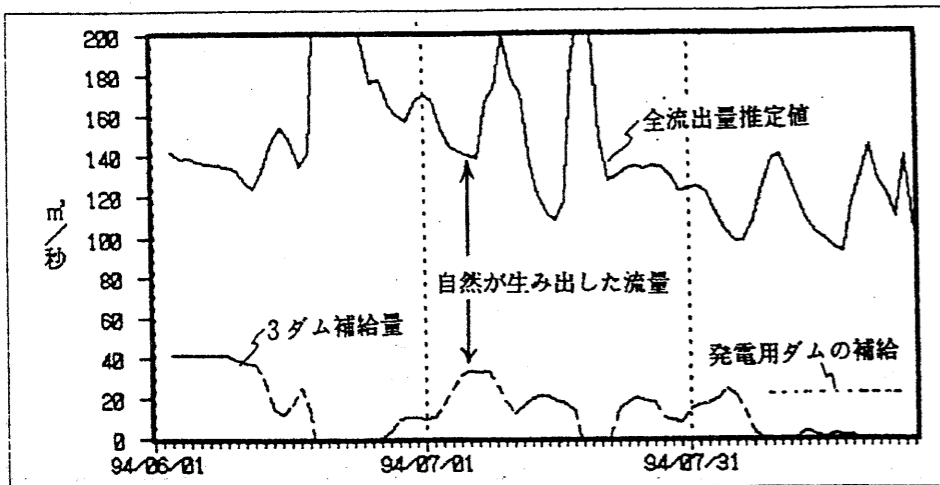
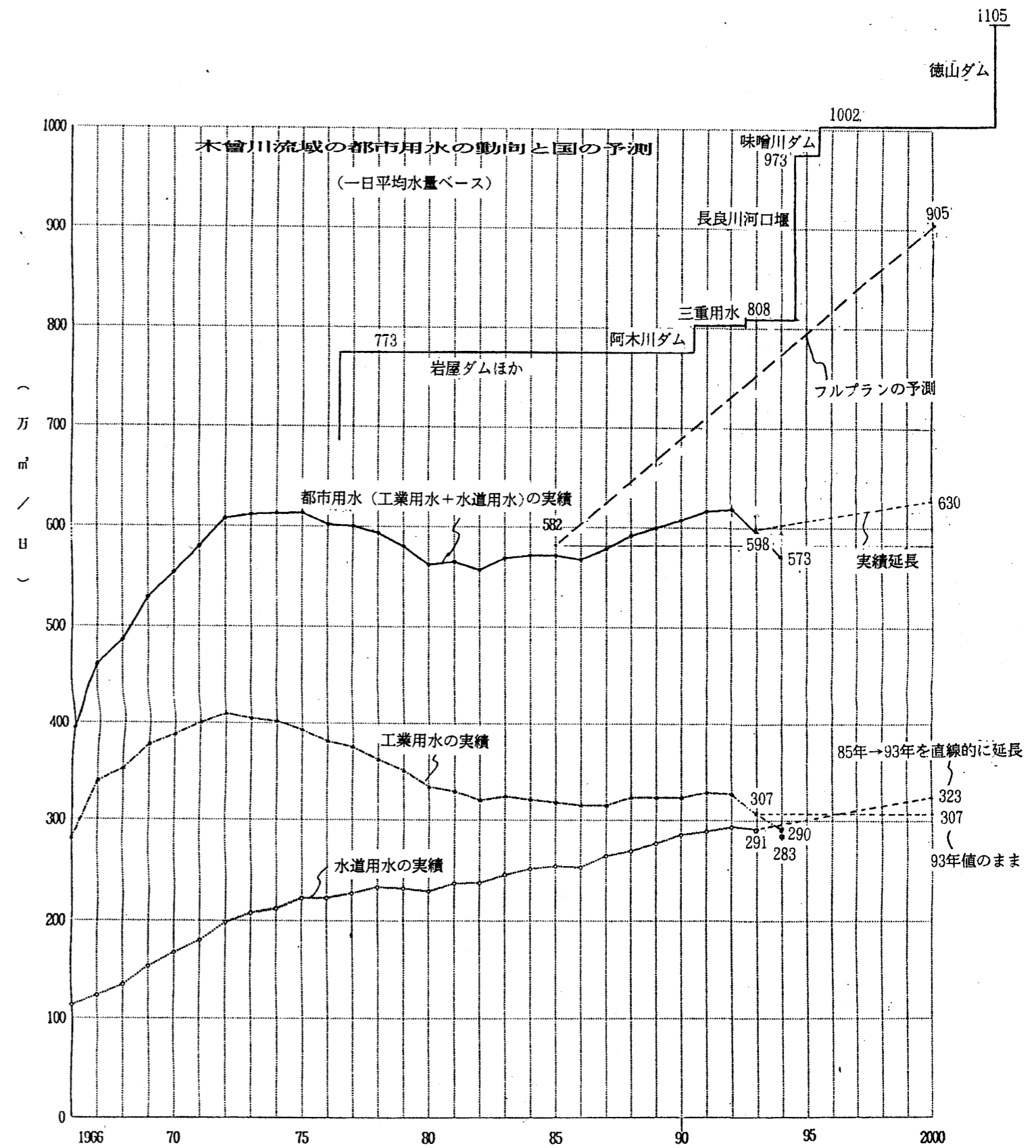
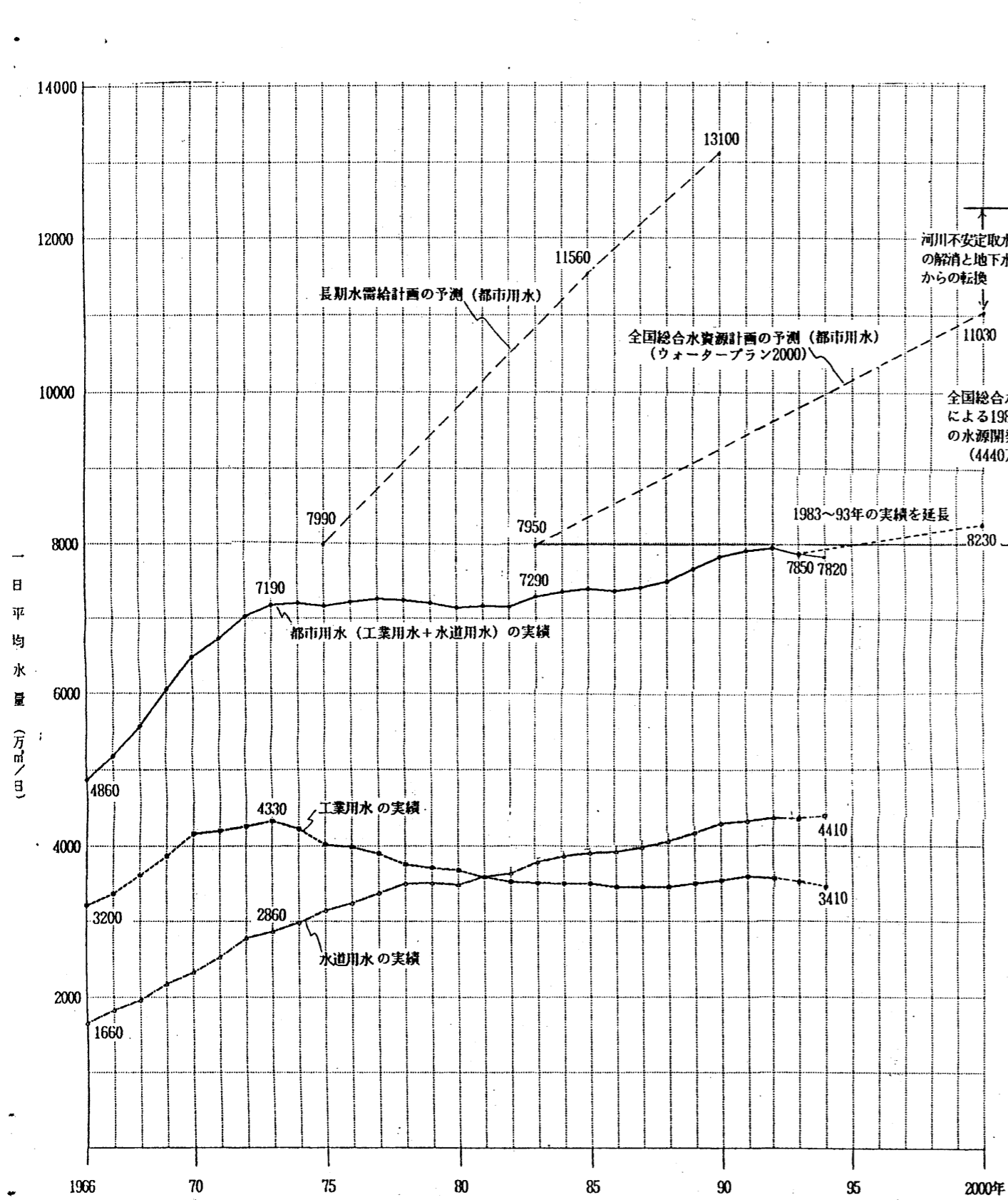


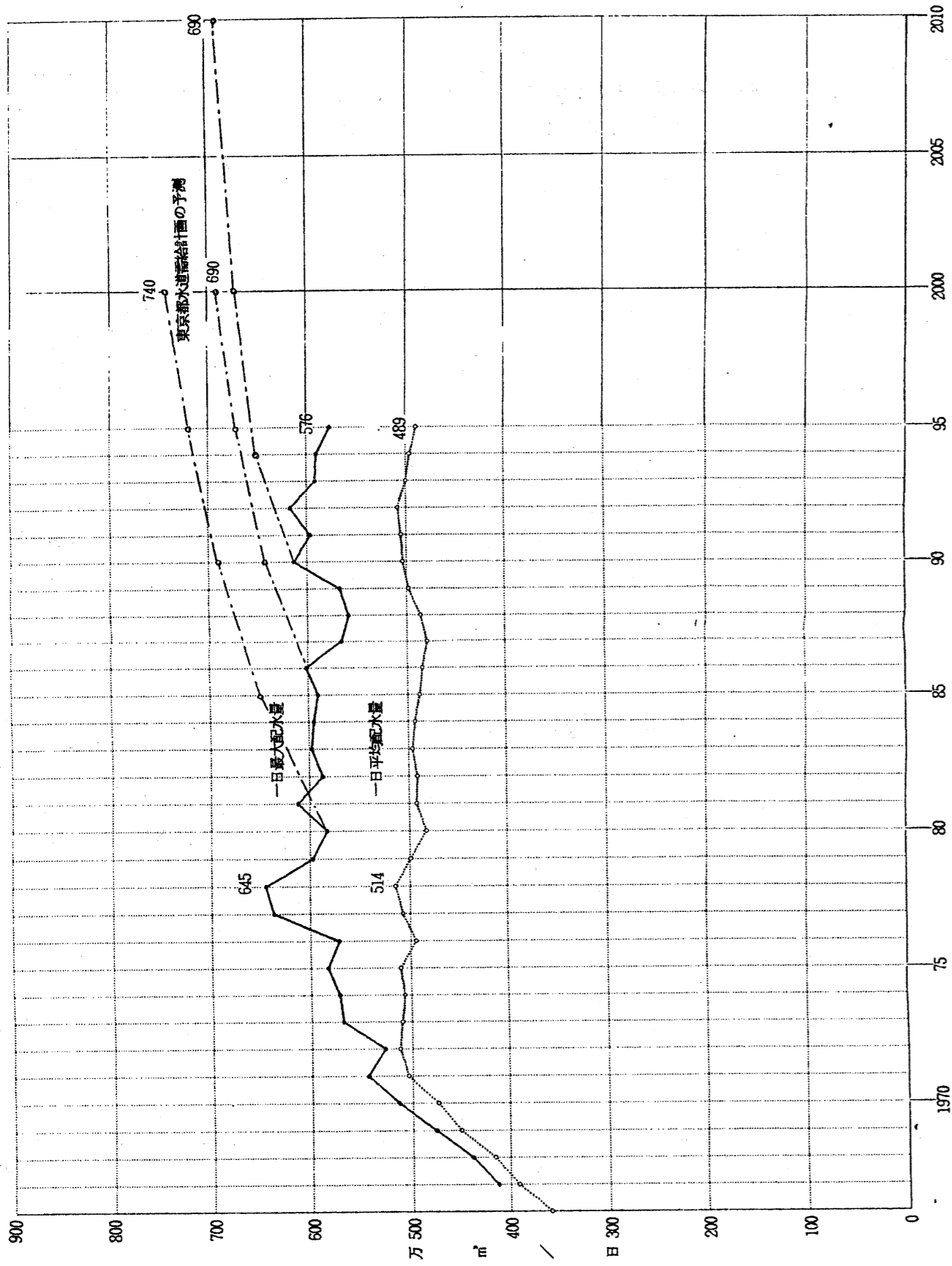
図2 木曾川の全流出量と3ダム補給量(1994年)  
[注] 3日移動平均値を示す。また、ダム補給量は2日遅れで示す。



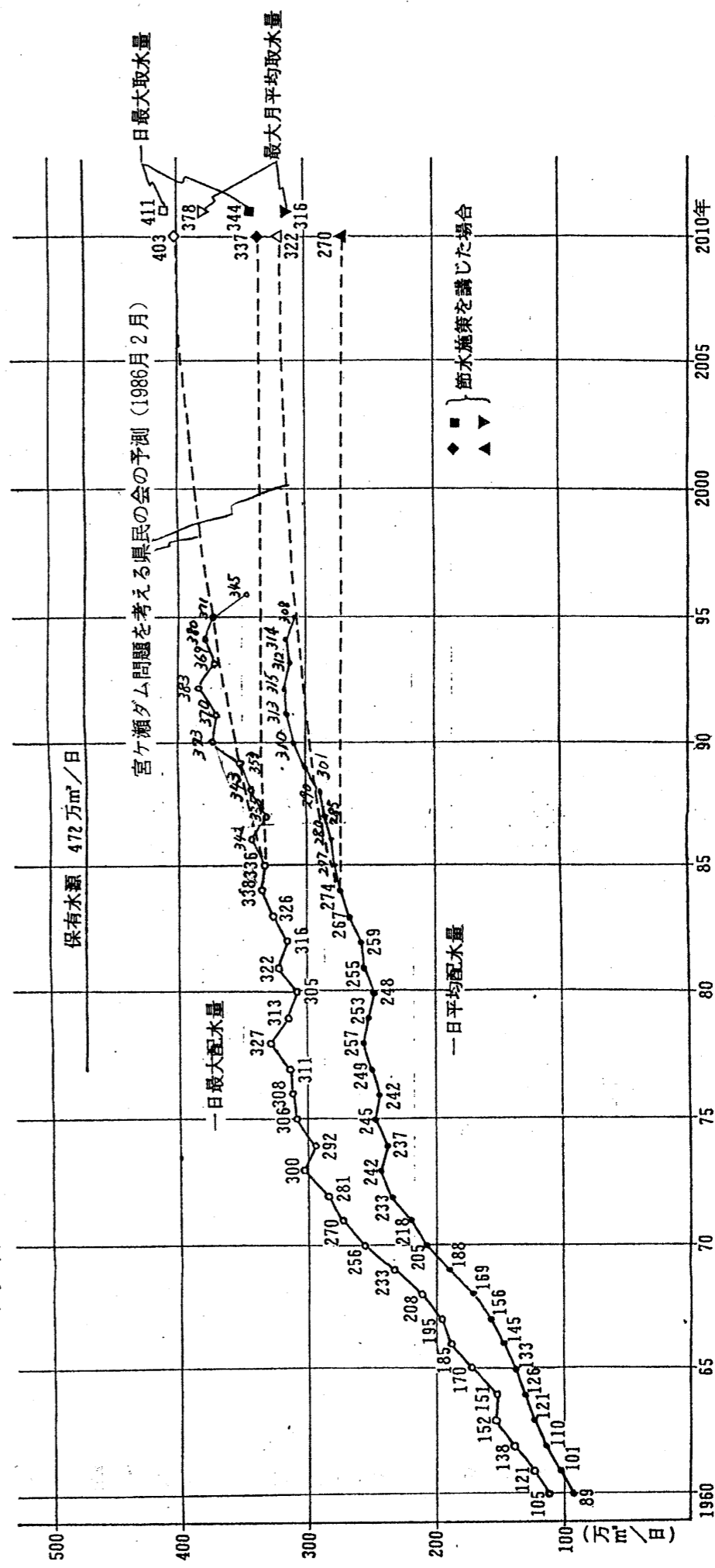
都市用水の動向と国の水需要予測 (全国)



東京の水道配水量の推移 (区部および多摩地区30市町村)



神奈川県四大水道の水需要の実績と予測  
(余裕のある保有水源—宮ヶ瀬ダムは要らない)



1996.11.5

足羽川ダムの必要性の検討 (要約)

水源開発問題全国連絡会

1. 治水面からの検討

(1) 「あまりにも過大な基本高水流量」

ア. 足羽川、日野川、九頭竜川の治水計画 (九頭竜川水系工事实施基本計画)

計画規模：150年に1回の洪水を想定

	基準点 (計画地点)	基本高水流量 (ダムなし)	計画高水流量 (ダムあり)	ダム
足羽川	前波	2600 m <sup>3</sup> /秒	1800 m <sup>3</sup> /秒	足羽川ダム
日野川	深谷	5400 m <sup>3</sup> /秒	4800 m <sup>3</sup> /秒	足羽川ダム
九頭竜川	布施田	12500 m <sup>3</sup> /秒	9200 m <sup>3</sup> /秒	足羽川ダム、九頭竜ダム 真名川ダム、笹生川ダム

イ. 実績洪水流量との比較

実績洪水流量の観測期間があまり長くないにせよ、基本高水流量は実績最大洪水流量とかけ離れている。

	基準点	A. 基本高水流量	B. 実績最大洪水流量 (観測期間)	A/B
足羽川	前波	2600 m <sup>3</sup> /秒	1117 m <sup>3</sup> /秒 (1978~94年)	2.3倍
日野川	深谷	5400 m <sup>3</sup> /秒	2138 m <sup>3</sup> /秒 (1958~94年)	2.5倍
九頭竜川	布施田	12500 m <sup>3</sup> /秒	5870 m <sup>3</sup> /秒 (1958~86年)	2.1倍

ウ. 実績洪水流量から求めた150年に1回の洪水流量との比較

水文統計学の方法 (建設省河川砂防技術基準調査編) を用いて実績洪水流量のデータから直接、150年に1回の洪水流量を計算すると、基本高水流量を大きく下回る値、計画高水流量をも下回る値が得られる。

なお、水文統計処理の方法としては、対数正規分布 (岩井法)、対数ピアソンⅢ型分布、極値分布 (グンベル法) を用いた。

		実績洪水流量データから求めた 150年に1回の洪水流量	基本高水流量	計画高水流量
足羽川	前波	1550~1750 m <sup>3</sup> /秒	2600 m <sup>3</sup> /秒	1800 m <sup>3</sup> /秒
日野川	深谷	3110~3220 m <sup>3</sup> /秒	5400 m <sup>3</sup> /秒	4800 m <sup>3</sup> /秒
九頭竜川	布施田	8570~8790 m <sup>3</sup> /秒	12500 m <sup>3</sup> /秒	9200 m <sup>3</sup> /秒

以上のように、九頭竜川水系工事实施基本計画による150年に1回の洪水流量、すなわち、基本高水流量は実績洪水流量とかけ離れた、あまりにも過大な値であり、実際に150年に1回の確率では起こりえない洪水流量である。

そして、実際に150年に1回で起こりうる洪水流量は計画高水流量をも下回っている。このことは、ダムによる洪水調節効果を計算に入れなくても、150年に1回の洪水流量に対応できることを意味する。

エ. 基本高水流量の計算方法の問題点

基本高水流量の設定値があまりにも過大になるのは、その計算方法に次の二つの問題点があるからである。

① 問題点1 「計算者の恣意的な判断が入っている。」

基本高水流量は「150年に1回の確率の最大降雨量の計算」、「その最大降雨量を過去の洪水データに当てはめての洪水ピーク流量の計算」などの手順を経て求められるが、その計算の過程には計算者 (建設省) が選択する要素がいくつも入っており、その選択の仕方によって基本高水流量を大きくすることも小さくすることもできる。

② 問題点2 「150年より1回よりはるかに確率が小さい洪水流量になっている。」

「150年に1回の最大降雨量を過去の洪水データに当てはめて、いろいろな降雨パターンを対応した洪水ピーク流量を計算する」という手順によって、各種降雨パターンの生起確率が加わるため、建設省の基本高水流量は基本的に生起確率が150年に1回よりはるかに小さい洪水流量になっている。

(2) 「下流の洪水ピーク流量の低減効果が非常に小さい足羽川ダム」

建設省が過去の洪水データに計画降雨量 (150年に1回) を当てはめて洪水ピーク流量を計算した結果をみると、足羽川ダムがある場合とない場合との差は次に示すようにきわめて小さい。

足羽川ダムによる日野川深谷地点の洪水ピーク流量の低減率

(1953年9月から76年9月までの13回の洪水について建設省が計算した結果)

1~3%	4~6%	7~9%	10~12%	13~15%	16~18%
4回	2回	2回	3回	1回	1回

建設省の計算でも、足羽川ダムが日野川の洪水ピーク流量の低減に寄与する度合いはきわめて小さく、10%を大幅に下回ることが多い。いわば、足羽川ダムは建設省の計算でも洪水ピーク流量の計測誤差程度の役割しか果たせないものなのである。

2. 利水面からの検討

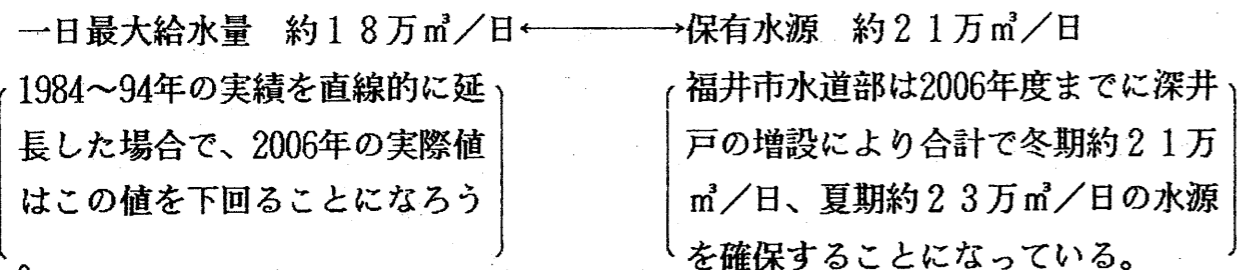
(1) 足羽川ダムの利水計画

- ◆ 福井市水道 2.5万m<sup>3</sup>/日の開発
- ◆ 福井臨海工業用水道 5.0万m<sup>3</sup>/日の開発
- ◆ 流水の正常な機能の維持

(2) 「福井市水道は足羽川ダムを必要としていない。」

福井市水道の給水量は最近8年間ほぼ横這いが続いている。今後は給水人口が頭打ちに近付き、水洗便所の普及率もすでに90%を超えているから、給水量を増加させる大きな要因が見当たらない。2006年度における福井市の水需給の試算結果は、次のとおりである。

2006年度の福井市の水需給



2006年度には保有水源の余裕が十分にあり、また、その後の水需要の増加はあってもわずかなものであろうから、足羽川ダムは全く不要である。

また、福井市が福岡市並みの節水施策を推進すれば、2006年の一日最大給水量を15万m<sup>3</sup>/日程度に落とすことも可能である。

(3) 「福井臨海工業用水道も足羽川ダムが不要」

1994年度の福井臨海工業用水道の水需給

一日平均給水量	一日最大取水量	契約水量	保有水源
17400 m <sup>3</sup> /日	25000 m <sup>3</sup> /日	27200 m <sup>3</sup> /日	33700 m <sup>3</sup> /日

上記のとおり、福井臨海工業用水道は保有水源に余裕があるので、足羽川ダムを必要としていない。また、工業用水道は契約水量制で、使っても使わなくても、ほぼ同じ料金を徴収されるため、工場は契約水量の範囲内で水をふんだんに使う傾向がある。上水道のように従量料金制にして、工場に対して水使用合理化を指導すれば、給水量が大幅に減少することは間違いなく、たとえ、立地工場が増えても、現在の保有水源の枠内で対応することは十分に可能である。

(4) 渇水時の九頭竜川水系

渇水時の流量をみると、日野川合流後の九頭竜川で通常は少なくとも30 m<sup>3</sup>/秒以上の流量はある（最近では最大の渇水年であった1994年でも20 m<sup>3</sup>/秒以上）。

これに対して、福井市水道が足羽川ダムに予定している水利権量は2.5万m<sup>3</sup>/日、毎秒に直すと、0.3 m<sup>3</sup>/秒であり、渇水時の九頭竜川の流量のわずか1/100にすぎない。

福井市水道は(2)で述べたように、水需給の関係からみて、足羽川ダムに水源を求める必要はないが、足羽川ダムの予定水利権量は九頭竜川の渇水時の自流水から容易に取水することができる、きわめて小さな水量である。いわば、流量計測の誤差程度の水量であり、その程度のこのために足羽川ダムをつくる必要性は全くない。（福井臨海工業用水道も同様）

渇水時の流量補強のために足羽川ダムが必要とされているが（流水の正常な機能の維持）、九頭竜川水系は、渇水年であっても、通常は流量が極端に減ることはないから、その面での足羽川ダムの必要性もない。近年では最大の渇水年である94年は、足羽川堰堤下流の流量が枯渇することがあったが、これは農業用水の取水が大きすぎたことによるものである。渇水時は取水量が圧倒的に大きい農業用水の取水を必要最小限にとどめるよう、改善すれば、ダムなどなくても、川の流量を維持することは可能である。

成瀬ダム事業審議委員会  
平成8年8月8日

## 成瀬ダム事業についての意見

### 1. 事業の経緯

成瀬ダムは、雄物川水系成瀬川に建設が計画されている多目的ダムである。昭和48年度に秋田県が予備調査を開始し、昭和58年度からは実施計画調査に移行して、地質調査などが行われてきたが、平成3年度からは秋田県より建設省に引き継がれ、調査が続けられてきた。

一方、成瀬ダムに関する調査の進捗状況、あるいは建設省において作成された成瀬ダム事業計画の原案については、地権者を含む地域住民や地元諸団体に対して、平成5年11月以降平成8年7月の第2回成瀬ダム開放講座まで頻りに説明が行われ、あわせて地域住民の意見を聴く努力がなされてきた。その結果、成瀬ダムの建設に対して、地元からの反対意見は出されていない。

### 2. 成瀬ダム事業審議委員会審議の経緯

平成8年5月1日 第1回事業審議委員会

平成8年5月30日 第2回事業審議委員会

成瀬ダム周辺的环境及び地質等について、「環境・地質等調査専門委員会」を設置することとした。

平成8年6月21日 第1回環境・地質等調査専門委員会

平成8年7月15日 第2回環境・地質等調査専門委員会

平成8年7月26日 第3回事業審議委員会

調査専門委員会から調査結果が報告された。

### 3. 審議委員会からの意見

(1) 3回にわたって開催した審議委員会における審議及び調査専門委員会からの調査結果報告に基づき、総合的に検討した結果、以下のとおり、成瀬ダム基本計画原案の内容については、妥当なものと判断される。ただし、今後の調査及び事業に関して調査専門委員会から提出された提案については、十分に配慮されたい。

①成瀬ダムは、雄物川水系の水害防止の観点から必要であり、その治水計画は適切なものであると考えられる。

②成瀬ダムは、過去の渇水状況やかんがい用水、水道用水の水需要予測及び発電計画から判断して必要であり、その治水計画は適切なものであると考えられる。

③成瀬ダム計画については、環境に対して重大な影響を与える問題はないと考えられる。

④現サイトを成瀬ダムの計画地点とすることは、現在の土木技術を駆使すれば可能と考えられる。

なお、調査専門委員会からの報告を添付する。

(2) 建設省は、成瀬ダムの建設事業費の縮減並びに工期の短縮を図るべく、事業実施にあたってさらに努力すべきである。

(3) 建設省は、今後も、成瀬ダム開放講座等を通じて、成瀬ダム事業に関する様々な情報を地域住民に提供するとともに、地域住民からの意見を聴取するよう努められたい。

(4) 建設省が今後実施する環境及び地質等の調査が進展した段階等で、調査専門委員会を開催することとしたい。

「成瀬ダム事業審議委員会の意見」を受けて

平成8年8月26日

東北地方建設局

成瀬ダム事業審議委員会からの意見を最大限尊重し、成瀬ダム事業について、今後以下のとおり、進めることとする。

(1) 成瀬ダムは、雄物川水系の治水・利水計画の要となる事業であり、今後、早急に関係機関と調整の上、環境影響評価の手続きを実施し、成瀬ダム基本計画の作成を行い、事業を推進すること。

(2) 審議委員会からの今後の調査及びダム事業に対する提案について、十分配慮した上で本事業を進めていくこと。特に環境面に十分に配慮した上で進めること。

(3) 建設事業費の縮減及び工期の短縮について、事業実施にあたってさらに努力すること。

(4) 今後とも本事業に関する様々な情報を地域住民に提供するとともに、地域住民からの意見を聴取すること。

## 松倉川を考える会

(代表 中尾 繁 会員150名 平成6年設立)

連絡先 ☎042北海道函館市駒場町9-10

自然倶楽部内 事務局 鎌鹿隆美

TEL/FAX0138-31-5339

NHKテレビ9/17放映、ETV特集「ダム、失われる自然の値段」の舞台となった「松倉ダム計画」。市の東部に流れる流程25Kmの2級河川「松倉川」の上流に総工費310億円(北海道開発予算230億と函館市負担80億円、7年工期)、平成9年着工予定で治水を目的とした「松倉ダム」が建設されようとしている。所謂、補助ダムで不要不急の公共事業としか思えない事業。川にはイワナ、ヤマメ、アユなど渓流魚。河畔林にはブナ、カツラの巨木がせりだし希少種の野草が生息する。中流まで深山幽谷の景観で、むろんクマゲラやヒグマの生活圏にもなっている。

飲料水に取水している水は、薬量も少なく清涼甘味で全国有数の「水の美味しい都市」を支える。

考える会は自然保護団体と街づくり団体が集まって設立され、道と市に働きかけ説明会を今年より始めました。まずダム建設の矛盾を紹介しましょう。市の計算「一日の水使用量が毎年千トン増加、このままだと平成15年に水不足になる」という説明。でもこの計算で松倉ダムを造っても、わずか10年後に再び水不足でさらにダムを造らねばなりません。

しかも市民数は近年減少傾向、企業の節水向上、過去10年給水制限もないなど俄か計算値が基のようで説得力がありません。考える会では、水資源不足は開発だけに頼らず森林回復、リサイクルや雨水の利用、節水等でダムと同じ効果が期待できると提言。またダムは反って上下水道料金値上げで市民負担が増加する。と市民へアピールしております。

次に洪水対策。ダム予定地の集水面積はダム下流の方が2倍も有ります。これではダムで水量を調節しても下流の市街地の洪水対策になりそうもありません。さらに大雨の時にはダムを守る放水が行われ、放水と下流の増水とが合流すると「ダム洪水」の恐れもでてきます。ダム以外に「防災対策がない」と言い切る固執した説明では納得できません。森林政策の見直し、遊水地の確保、都市計画の再考など様々対策があるはずで。

地球環境悪化の最中、わが国の生活環境を考えた場合、巨大ダムの無い自然河川は日本人にとって極めて重要な「生命維持装置」であると思っています。さらには、ダムはムダな公共事業に考えられる時代。松倉ダム建設は市民のニーズなのか。巨額の公共投資の適地とされた事業なのか。検証を続けて行かねばなりません。国の借金240兆円は不要な巨大公共事業で作られた負の支出。この借金を返済するために公共事業を住民が監視していかなければ負債は増える一方です。国の行革に期待するだけでは子孫は救済出来ません。全国のNGOが結束してヤマを崩す作業をしましょう。

## 牛久の自然を守る会

連絡先 〒300-12 茨城県牛久市上柏田4-14-10

電話・FAX 0298-73-5160

今年度(1996年4月)から、霞ヶ浦開発事業の運用が開始された。大幅な水位変動を伴い湖に重大な影響を与える同事業の運用については、これまで市民団体から再三見直しの要望が行われてきたが、建設省は抜本的な見直しを行うことなく運用を開始した。

4月からの水位上昇によって、すでに湖内のアシ原の一部で浸食が始まっている。今後季節風が強く波浪が発生しやすい冬に、水位はさらに上昇する計画である。このままでは、湖のアシ原が次々と消滅していくことになる。湖の生態系が破壊され、自浄力も失われ、死の湖となることは避けられない。

25年前に開始された霞ヶ浦開発事業は、昨年度(1995年)で終了した。霞ヶ浦の全湖岸(約252km)を護岸工事により嵩上げ強化し、常陸川水門(逆水門)の設定と改修工事を行い湖をダムとして利用する準備が進められてきた。これにより、湖内のアシ原の面積は、半減した。

この事業では、霞ヶ浦から茨城県、東京都、千葉県に毎秒43トンの水を送るため、湖の水位を1.3mもの幅で人工的に上下させることになっているが、計画(水位変動事業)が実施された場合に、霞ヶ浦の環境に重大な影響が生じる恐れが以前から指摘されている。(これまで霞ヶ浦の水位は約20cmの範囲で上下している。)霞ヶ浦は湖容積が8億5千万m<sup>3</sup>で平均水深が4mと非常に遠浅の湖である。水位が下がれば、水面は一気に沖に向かって後退する。湖の容積の実に3分の1近い量の水が動かされることになる。

事業に伴う水面の後退は、大きいところで普段の渚(水際線)から約600mと予測されている。水面が後退したところでは、当然湖底がむき出しとなる。県が委託をした「霞ヶ浦北浦利水関係水産影響調査報告書」日本水産資源保護協会・昭和43年発行は、霞ヶ浦北浦では「このように水深がきわめて浅いことは、利用水深1.3m案では湖岸が広範囲に露出し、略、汀線が約300m~500m後退することになる。このことは(漁業の)操業不可能な区域ができると同時に現在の産卵場は消失するところが多くなる。また、露出した水草・底棲生物はへい死し、湖岸の水質は悪化することが考えられる」と指摘している。

湖の生物は、それぞれ湖の季節的な水位の変動に併せた生活史をもっている。自然な湖沼では雨の少ない冬期に水位が低下し、梅雨頃になって上昇をする。この様な自然のリズムに合わせて、湖の生物は繁殖と生育を繰り返している。

ところが、今年度からの利水計画ではこれとは全く逆に、冬期に水位が上昇し、梅雨頃に水位が低下することになる。これにより、多くの水生動植物が翻弄され、繁殖や生育の機会を奪われ、姿を消していくことになる。湖の生物多様性を損ない、漁業資源の枯渇にもつながる。

霞ヶ浦開発事業では、その主な水供給先である鹿島工業用水道にみるように開発水量のたぶつきが生じ、これまでの水需要予測が過大であったことが、明らかになっている。買い手のない第3期工業用水への県一般会計からの支出(約320億円)などの大きな矛盾も生じている。市民団体では自然物「霞ヶ浦」とともに、この支出を不当として県に対して返済を求める住民監査請求を行った。監査委員会は、過剰な水資源開発を認めながらも請求棄却とした。

現在、霞ヶ浦を水源とする新たな水需要は生じていない。要するに、湖の生態系を破壊し、生物多様性を損なう水位変動事業の必要は無いのである。にも係わらず、建設省はこの事業を実施する方針を変えようとはしない。わたしたちは現在、建設省を含めた円卓会議の設置を、霞ヶ浦の関係者に幅広く呼びかけている。

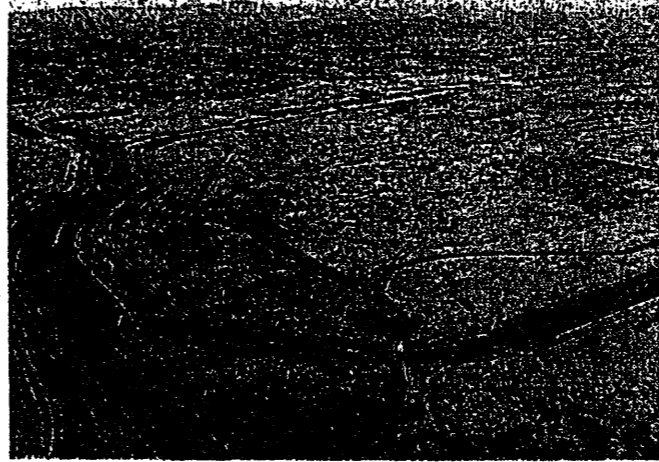
# 渡良瀬第2貯水池建設計画

## 「2、3年の中断」答申へ

信濃毎日 1996.8.18

### 事業審議委「水質改善が先決」 初の異議

建設省が栃木県の渡良瀬遊水池で計画中の「第二貯水池建設事業」を審議している「渡良瀬遊水池総合開発(二期)事業審議委員会」(委員長・根岸博足利工業大学教授)は十七日までに、「計画の推進を二、三年間、中断すべき」との意見をまとめる方針を決めた。近く開催する委員会で正式決定し、中間報告として建設省に答申する。



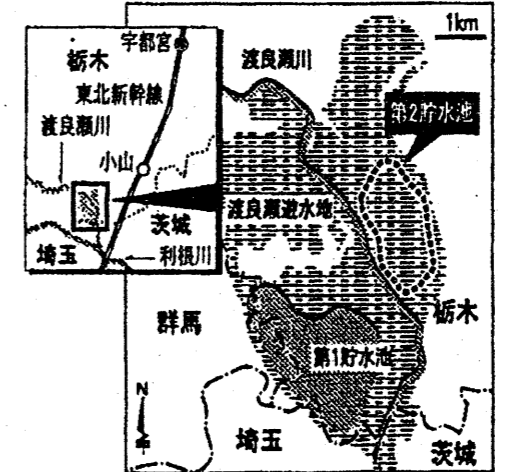
建設省が第2貯水池の建設を計画している栃木県など4県にまたがる渡良瀬遊水池。96年2月、共同通信社へりから

この委員会は、地域の意見を聴いて公共事業の是非を評価してもらおうと、建設省が現在、全国十二カ所で発足させている「ダム等事業審議委員会」の一つ。その中から初めて出された計画への具体的な異議として注目される。

#### 池の必要性 議論を

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会の高松健二氏(古代表世野人の話)は「第一貯水池と同様に造っては、好な水質の確保ができて、建設を断行できないのは明らかだ。計画ももともとずさんだった。貯水池の水を運送させるヨシ原の面積が八十倍に狭い。ヨシ原は冬季枯れる(現計画では)水質浄化効果はあまり期待できない。ヨシ原をかなり破壊して、遊水池は環境教育の場として保全すべきだ。審議委員会は住民の傍聴を認め、本音が池が必要か議論すべきだ。」

「この委員会は、地域の意見を聴いて公共事業の是非を評価してもらおうと、建設省が現在、全国十二カ所で発足させている「ダム等事業審議委員会」の一つ。その中から初めて出された計画への具体的な異議として注目される。」



進んでいる。建設省は今春から、水質浄化策として貯水池の水をポンプで遊水池のヨシ原に流し込み、それを池に運送させたり、池の周囲の緑化を始めた。しかし、「天然のヨシ原の浄化能力がどの程度あるか、などは二、三年(運送)を継続しないと分からない」と(根岸委員長)ため、その結果が出るまで第二貯水池の計画は中断すべきだに提示している。

### 公共事業進め方に影響

【解説】渡良瀬第2貯水池の建設計画について事業審議委員会が計画を一時中断するよう求めること決めたことは、今後の公共事業の進め方に少なからず影響を与えそうだ。大規模公共事業の場合、計画から完成まで数十年かかるケースがほとんどだが、いったん計画が決まるとして

「事業審議委員会を設けた。しかし、これについては地元知事が委員を任命する。そのため推進派ばかりが選ばれるの市民参加が保障されていない」などの批判が強く出た。十二委員会のうち、長年この反対で知られる吉田ダム(岡山)や川辺川ダム(熊本)などは既に明確に「ノーサイ

ン」を答申、建設にお墨付きを与えているなど、ほとんど建設容認の方向だ。同貯水池の場合も、二十八人の委員のうち大半が建設に前向きだが、計画中断で一致した背景には建設省が柔軟姿勢を見せたことのほか、地元市民団体の活動がある。一月に開かれた公聴会で市民団体側は「この池の水は濁水時用で、カビ臭が避けられない。治水機能は遊水池全体の治水調整容量のわずか三割。子供たちの環境教育の場として最善なところを取った。地元で地道に遊水池保全を断念した市民団体の理論的な訴えに「本当に池は必要かな」と思った」とある。委員は率直に語る。

渡良瀬遊水池総合開発(二期)事業に対する取り組み 1996年11月23日

### 渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会

**1. 渡良瀬遊水池の現状**  
渡良瀬遊水池は栃木、群馬、茨城、埼玉4県の県境にある面積33km<sup>2</sup>の広大な遊水池である。この遊水池は足尾鉾毒事件で知られる谷中村を廃村にし、周辺を買収してつくられたものであるが、長い年月を経て、日本一のヨシ原が広がる自然の宝庫として蘇った。しかし、広大な国有地を国がそのままにしておくわけがなく、すでに首都圏の水ガメの一つとしての渡良瀬第一貯水池(平地ダム)と二つのゴルフ場がつけられている。更に、第二貯水池の建設計画が浮上したため、遊水池のこれ以上の開発に反対して住民協議会が結成された。第一貯水池は下流水道水のカビ臭を引き起こす原因になっているので、開発反対運動は下流住民も加わった広範な運動になっている。

**2. 渡良瀬遊水池総合開発(二期)事業の審議委員会**  
関東地方建設局は第二貯水池の建設事業、すなわち、総合開発(二期)事業の審議委員会を昨年10月に設置した。審議委員会は昨年10月から今年8月まで延べ5回開かれ、昨年12月には地域住民の意見募集、今年1月には公聴会の開催が行われた。審議委員会の構成は6都県知事、地元6市町各々の首長と議会議長、栃木県議会議員1名、学識経験者11名の計30名である(そのうち、学識経験者の2名は辞任)。審議委員会は記者クラブ所属のマスコミにのみ傍聴を認めているが、住民の傍聴は不可となっている。

**3. 審議委員会への対応とシンポジウムの開催**  
住民協議会は、審議委員会は基本的には開発推進の役割を果たすものととらえているが、戦術的には審議委員会という場を通じて住民協議会の意見を広く伝えた方が有利と考え、今まで次のような対応をしてきた。  
①審議委員会が開催される度に、審議委員会の全面公開など、そのあり方の改善を求める要請行動を行ってきた。  
②意見募集には多数の意見を出し、公聴会では協議会のメンバーが分担して様々な角度から意見発表を行い、第二貯水池建設の不当性、欺瞞性を明らかにした。  
更に、建設省の責任者(利根川上流工事事務所長)をパネリストに加えた公開シンポジウムを4月と9月に開催し、遊水池の自然の素晴らしさとそれへの住民の思い、遊水池の開発がもたらす様々な問題、ヨシ原浄化池造成事業の問題点を浮き彫りにした。

**4. 現在の状況 —— 第二貯水池建設計画の中断**  
今年8月の第5回審議委員会で第二貯水池建設計画を2、3年中断することになり、次回の委員会で正式に決定することになった。このような状況の急転には次のような背景があると考えられる。  
①公聴会等で第二貯水池計画の様々な問題点、治水利水の必要性の希薄さ、自然破壊、水質問題等が明らかにされ、委員会で慎重意見が少なからず出るようになった。  
②第二貯水池が第一貯水池と同様、下流水道水の水質問題を引き起こす危険性があり、第一貯水池の水質改善事業の目処が立たないと、下流都県等の了解をとることがむずかしくなった。

今年度から第一貯水池の水質改善事業として遊水池のヨシ原を使った浄化池の造成事業が進められているが、この事業は水質改善の効果がさほど期待できないだけでなく、遊水池の自然に大きなダメージを与えるものであることが公開シンポジウムで明らかになった。住民協議会としては現在はこのヨシ原浄化池の拡大にストップをかける運動に取り組んでいる。

## 金町浄水場の水をおいしくする会

東京都葛飾区奥戸1-3-4 高橋方 TEL:03-3697-1155

渡良瀬遊水池は関東平野のほぼ中央、栃木・群馬・茨城・埼玉四県の接した所にあり33平方キロ、首都圏最大の貴重な湿地帯です。この土地はよく知られているように今から約80年前、足尾鉍毒に反対し続ける谷中村を廃村にしその犠牲の上につくられたものです。

その一部に建設省によって1987年渡良瀬第一貯水池がつけられました。首都圏の水ガメという目的です。

1990年の夏、江戸川を水源とする周辺住民が一斉に水道水のカビ臭の被害を受けました。原因は上流にできたばかりの渡良瀬遊水池の放流水によるものでした。この年、渡良瀬遊水池は藻類の異常増殖が進みアオコが全湖面を覆う凄まじい状態でした。この藻類いっぱいの水が温水時の利根川へ補給されました。藻類によるカビ臭物質が利根川から江戸川に流れこんで、江戸川から取水している水道水が軒並みカビ臭くなりました。渡良瀬貯水池は上流からの生活排水をたっぷり含んだ渡良瀬川の最下流につくられたものです。この水をためこんだことによる藻類の異常増殖が進行し、下流水道水のカビ臭の原因となったものです。この1990年の事件によってできたばかりの渡良瀬貯水池は当初の目的とした首都圏の水ガメとしての機能と目的を果たすことができなくなりました。その後も大量の魚が死んだり、カビ臭さわぎも何回か起こしております。

この色々な問題を起こしているさ中に渡良瀬第二貯水池の建設計画が起きました。渡良瀬第二貯水池の自然を後世に残したいとする人々が「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会」が作られ金町浄水場の水をおいしくする会もその一員となりました。第一貯水池の水質が改善されるまでは第二貯水池を作らせるわけにはいかないと反対運動に加わりました。建設省は首都圏の水不足解消のため、ダムや貯水池の建設が必要であるとしていますが、この1990年の夏の温水は利根川水系ダムの過大放流によって起こされたものでした。ダムの放流を合理的に行っていれば取水制限は必要ありませんでした。すでにある水源を合理的に活用することによって渡良瀬第二貯水池を建設する必要はありません。必要性のない貯水池によって下流住民は水道水のカビ臭に悩まされるだけです。

各省庁への請願・要望署名運動などによって5年間を経過しました。1995年建設省が「渡良瀬遊水池総合開発(Ⅱ期)事業審議委員会」を設置しました。これ以後行政側による不明朗な審議委員会が回を重ねました。1996年1月の公聴会も行政指導型で推進側が多数を占めるように人数配分がされていました。しかし第二貯水池建設反対側の意見は筋が通っておりそれなりの効果はあったようで、この公聴会の後、委員を辞任した人も出てきて審議委員会の中で動揺がみられたようでした。

この4月20日、かねてから開催を希望しておりました公開シンポジウムを漸く開くことができました。渡良瀬遊水池のこれからのあり方について建設省・地元市町の責任者、そして住民の間で活発な意見交換が行われました。その後8月8日に開催された審議委員会で、第一貯水池の水質をヨシ原によって改善する工事が行われておりますが、第二貯水池の工事を2年から3年中止するという事になったというニュースが入り、反対運動の効果があつたと胸をなでおろしているところです。そして更に9月28日シンポジウム「ヨシ原浄化池をめぐる」を開くことができました。2～3年でなく長期的に水質が改善されることを見極めてから第二貯水池問題は検討すべきだと下流住民の意見を出しました。(高橋)

## 相模川キャンペーンシンポジウム

神奈川県相模原市中央4-2-7

TEL/FAX 0427-56-6916

相模川キャンペーンシンポジウムは、山梨県から神奈川県の中央部を流れる相模川に建設中の「相模大堰」問題を中心に、相模川の自然生態系を保護することを目的として活動してきました。

相模大堰は河口から12KMの地点に毎秒15トンの取水能力を持つ県内広域水道企業団の取水堰計画です。1990年に環境アセスが始まった時点から本格的な活動を開始し、1300通の意見書・公聴会での陳述等のなかで、上流の宮ヶ瀬ダムは、毎秒15トンもの水量を開発出来ないことを明らかにし、新たな堰を作らなくても取水塔方式や、既存の取水施設の拡張で対応可能なこと等の対案も提起しました。しかし、アセス審査会はこれらを全く無視しました。

私たちはこれに対し、93年、神奈川県知事に対し年間60億もの県からの支出を差し止める監査請求を4000人を越える請求人で行いました。そして、その却下を受けて、県内環境保護団体から23人の原告団を組織し、相模大堰建設差止め住民訴訟を提訴しました。

裁判は、毎回原告が相模川の自然環境・動植物に替わっての意見陳述を行ない、同時に相模大堰計画の不当性、自然環境、住民に与える影響等を争点に14回の口頭弁論を行ってきました。被告の知事側は、内容に関わることを避けながら、引き延ばしを図り門前払いを意図しているようです。

95年1月には建設大臣に対する、請願法に基づく請願を行ない、その結果として、建設省の行政指導の下で、神奈川県・水道企業団と市民団体による話し合いが持たれることとなりました。双方から司会者を出し行う話し合いを私たちは「円卓会議」と呼んで今日まで19回行ない、なお継続中です。この中では、これまでになく様々な情報が明らかにされ、ことに水利権問題では、現在5キロ下流の寒川取水堰で取っている12トン/秒の暫定水利権が、宮ヶ瀬ダムの完成により消滅し、寒川の施設は完全に遊休化することが明らかになりました。つまり、既存の施設を遊休化した上で、新たに取水施設を作る、そして、その取水量の差はたったの3トンでしかないことが明確になったにのです。

相模大堰はたったの3トン/秒のために6700億円もの投資を行なうものであることが明らかになりました。しかし、県・企業団は工事を昨年10月より強行し、レッドデータ植物である「タコノアシ」やこの間私たち独自の調査で明らかになった昆虫類56種もの神奈川県版レッドデータ貴重種が確認される川原を破壊し、相模川最大のアユの産卵地である計画地の早瀬を破壊しつつ、今年も2期工事が開始されました。

私たちは、裁判・円卓会議の他、川原でのシンポジウムや屋内集会等を行ったり、県庁包囲デモを行ったりしてきました。現在も、裁判・円卓会議・生物調査・カヌーデモ・アセス審議委員会に対し再度意見書を集中しアセス違反を追及するなどの行動を続け、この不当な工事の中止を求める運動を継続中です。

### 福井県足羽川ダム建設事業審議委員会主催

地区住民から意見を聴く会終了

新たな決意

### 福井県美山町ダム反対期成同盟会

昨年夏 建設省主導で構成された足羽川ダム建設事業審議委員会主催の地区民並に一般からの意見を聴く会が10月28日と11月5日の2回に亘って開催された。10月28日は建設推進論者11月5日は建設絶対反対論者6名がそれぞれの資料を持って活発な反対意見を発表し、

去る6月15日に開催された前回の意見を聴く会には一人持時15分間の制限という形式上、建設省の任組に我々は反発し不参加と表明決意書を提出したのみである。

この度11月5日の意見を聴く会は報道機関の全面公開と一般傍聴者の入場並に意見発表者に対し持時1時間以内の制限に依り我々は早、市民に理解を深めるため参加を決定、小田中会長が約40分間、清水本会青壮年部員が約25分間、堂々と決意と信念を発表し、

最後は「ダム建設賛成反対は我々が決定する問題であり命とかけ反対する、永く印鑑は押さない、各審議委員は県民の代表委員として良識ある決断を望む」と力説した。外々名の意見陳述者も各資料を元に活発な意見を述べ論戦を展開した。

今後7回目の審議委員会は12月18日開催し、3回に亘って行われる意見を聴く会の内容と分析して決断の参考にするという。

来春決断するであろう足羽川ダム審議委員会と我々は認めたくはない。如何なる決断と出そうと我々は方針、決意、信念は不変であり益々強固に反対する事に心を新たにしていく。

### 長良川河口堰建設に反対する会

長良川河口堰を問う運動は全国の川を問う象徴的な運動。河口堰運用後もわが国で初めての運用後の見直しを求めて運動を続け、公共事業チェックの世論をつくっている。

事務局 岐阜市なわて町2-2 〒500 電話 058-272-8495 FAX 271-8279

### 河口堰運用後の経緯

- 95/7/8 長良川河口堰の全ゲートを閉鎖
- 11/3~5 「長良川監視DAY」開催 主催：長良川河口堰建設をやめさせる市民会議
- 96/1/30 第3回長良川河口堰モニタリング委員会  
昨年9月下旬から年末までの産卵・降下期に、穂積大橋地点を降下した、ふ化したばかりの仔アユは約2億5千万匹と試算され、前年の試算値約47億3千万匹に比べ、大幅に減少したことが分かった。
- 2/17 「第3回新しい対話 in 桑名」開催 主催：長良川監視委員会  
2月~4月 シラス不漁
- 4/29~5/9 北米ダム視察
- 5/17 日本自然保護協会の長良川河口堰問題専門委員会が、昨年7月の本格運用後の状況について報告書をまとめ発表した(3回目)。「堰による長良川の変化は深刻。運用見直しも選択肢に入れた事後調査をすべきだ。藻類の大量発生は特異な猛暑や濁水に起因したのではなく、今後も毎年起こる現象だ」
- 5/18 「第4回新しい対話 in 美濃」開催
- 5/21 「オゴノリ大量発生 河口せき原因か 漁の妨げ漁師困惑」(中日新聞)
- 5/22 超党派の国会議員ら「公共事業チェック機構を実現する議員の会」と「国民会計検査院」が長良川河口堰を合同で視察。「河口堰は壮大なムダというべきで、運用を見直すべきだ」とする見解を発表した。
- 5/28 第4回長良川河口堰モニタリング委員会  
建設省が1月から5月末までのデータを専門家に報告。有機物やプランクトンの死骸などの堆積物が堰下流で顕著なこと、アユ・サツキマスのその上時期が例年より遅れた点などが討議された。
- 8/13 行政とのしじみ調査(第2回)
- 9/13~15 「'96国際ダムサミット in 長良川」開催 主催：長良川監視委員会ほか  
第1日目テーマ；「世界中でダム開発が終焉の時を迎えている」  
第2日目テーマ；「日本の河川開発100年を検証し、21世紀の河川思想を構築する」
- 9/17 来日中の「国際河川ネットワーク」のフィリップ・ウィリアムズ名誉会長が岩垂環境庁長官に長良川を、「世界遺産」に登録されるようユネスコに働きかけるよう要請。
- 9/19 岩垂環境庁長官が長良川河口堰を視察。「河口堰には、ゲートの開放を含め、抜本的な対策を建設省に求めていく」と述べた。
- 10/14 長良川監視委員会 大規模な公共事業などをチェックする機構の創設などについて9政党へのアンケート結果を発表。すべての党がチェックの必要性を認め、自民党以外の党が建設省のダム審議会を「お手盛り」と批判。長良川河口堰など運用された事業でも、問題があれば見直し必要を認めた。
- 10/25 「第5回新しい対話 in 郡上」開催
- 11/9 ことしのサツキマスの漁獲高は最盛期の6月末で1410キロ。昨年よりも500キロ近く上回ったが、一昨年までの4000キロ台にはほど遠かった。(中日新聞)

以上



## 長良川河口堰この1年間の活動報告

文責 村瀬惣一  
(長良川河口堰建設差止訴訟原告)

(1) 河口堰は木曾川水系水資源開発基本計画(1965年策定, '68年修正)に組み込まれたプロジェクトである。即ち、国は木曾川水系(長良川、揖斐川を含む)にダムを6つ、日量で745万 $m^3$ の都市用水を愛知県(尾張)、三重県(北伊勢)と岐阜県へ供給する、とした。うち河口堰(日量194万 $m^3$ )の事業計画の提示は'73年。だが終末年度('85年)において完成していたのは岩屋ダム(日量342万 $m^3$ )だけ。その年度の実績は既設水源が450万 $m^3$ (地下水240万 $m^3$ 、河川水210万 $m^3$ )、岩屋ダム122万 $m^3$ 。だから同ダムの余剰は220万 $m^3$ 。この時河口堰と徳山ダム(日量130万 $m^3$ )の着工は再考慮すべきだった。

だが建設省は、ネックになっていた三重県の工業用水(8.41 $m^3$ /秒=日量73万 $m^3$ )の約 $\frac{1}{2}$ =4 $m^3$ (日量35万 $m^3$ )を愛知県に肩代わりさせることで同県の同意を得('87年)、'88年着工にこぎつけた。(但し、実際は河口堰で2 $m^3$ 、岩屋ダムで2 $m^3$ )。河口堰(と徳山ダム)の着工を正当化したのは、'93年に公表した改定基本計画である。即ち国(国土庁)は1985年→2000年の間に、この水系において新規に発生する水需要を46 $m^3$ /秒(日量約400万 $m^3$ )としたが、過大みつもり。過去の実績を延長すると—30%以上の余剰をみて—100万 $m^3$ で可。ならば岩屋ダムの余剰が220万 $m^3$ 、その他3つの小ダムで80万 $m^3$ 。これで十分。

(2) 河口堰本体は'94年3月に完成した。総事業費1500億円。うち、本体約1100億円、流域3町への補償約210億円、漁業補償約190億円。1年間のテストを経て、'95年5月22日、野坂浩賢建設相(当時)は「本格運用」を決定した。

(注) ダムの場合、湛水すると漏水および微震を発生するので約1年間のテストを行う。

河口堰の場合も、漏水、塩害、水質、防災のためのテストに約1年間かける。我々は

この間を建設省との「円卓会議」および「対話」にあてた(後述)。

だが、水源施設を本格運用するためには導水施設が必要である。それが無い。いま両県でその事業が進行中である。

1つは愛知県の知多半島。同地域の5市5町(人口53万人)の水道用水の水源は木曾川の犬山頭首工と馬飼頭首工の計日量約20万 $m^3$ 。うち馬飼を河口堰に切りかえる。事業費328億円、完成'98年の予定。だが馬飼の能力は日量139万 $m^3$ 、実績は知多の10万 $m^3$ を含めて70万 $m^3$ を切っている。

もうひとつは三重県。中勢の津、久居ほか7町、人口29万人の水道用水の水源は雲出川の8.1万 $m^3$ と自己水源の6万 $m^3$ 。将来8万 $m^3$ 不足する、として河口堰から導水する。事業費853億円。だが実際の新規需要はせいぜい2万 $m^3$ 。ならば同地の工業用水に3.9万 $m^3$ の余剰があるからその $\frac{1}{2}$ を転用すればよい(その他北伊勢工業用水に60万 $m^3$ の余力がある)。

いずれも、こうすることで河口堰建設を正当化すると共に県が負担した河口堰建設費のうち上水道分を関係市町村に転嫁できる。だから我々の運動目標の第1を導水事業の凍結→河口堰不使用におく。

(3) 前記要求を支えるのは、防災、水質、河川環境等に関する問題点の指摘である(実は運動の出発点はそれだったのだが)。

即ち、我々が防災面で指摘してきたことは①貯水による漏水と堤防の弱体化②付近を天白河口断層、養老桑名断層、伊勢湾断層等が走っており、地震→構造物の破壊変形→災害の増幅③津波高潮→越流等であり、水質・底質については④ヘドロの堆積、アオコの発生⑤農薬や肥料の流入と水の停滞等により水質が悪化⑥これを塩素殺菌することでトリハロメタンが増加⑦水質悪化と酸欠による魚介類の死滅⑧ユスリカ等有害生物の発生—等であった。これらの兆候はすでに表われ始めている。河口堰の水は使えなくなるかも知れないのである。我々のこの1年間の闘いは以上の諸点掲げての、省と公団との対決であった。以下、紙巾がないのでプロセスだけを列記して報告にかえる。

'95年3月～5月 省との「円卓会議」。環境、防災、塩害、水需要の4項目各2回。

'95年9月9日	}	省および公団との間で「対話」。テーマは①省の行ったモニタリングの評価②ゲート閉鎖に伴う水質・底質の変化③東海3県の防災対策④3県の水需給と財政負担⑤河口堰と地震・津波・高潮⑥揖斐川の変化⑦導水施設と水質、財政負担⑧魚介類への影響
10月21日		
'96年2月17日		
5月18日		
10月25日		
'95年5月22日		建設大臣交渉
7月27日		〃
11月3日～4日		開け河口堰、長良川監視デー(集会)
11月8日		公団現地調査立会
'96年3月15日		ユスリカ調査
5月13日		公団現地調査立会
5月22日		国民会計監査現地調査団来
6月10日		社会党現地調査団来
7月1日		シジミ合同調査
9月14日～16日		国際ダムサミットin長良川(集会)
9月19日		岩垂環境庁長官来

(注) 菅厚生大臣の現地調査を求めたが実現せず、「さきがけ」の名古屋集会において

「陳情」

〈訴訟関係〉

'94年7月20日	岐阜地裁判決(却下)
7月28日	名古屋高裁へ控訴
'95年4月20日	第1回弁論
11月8日	第2回 〃
'96年3月14日	第3回 〃
7月4日	第4回 〃
10月31日	第5回 〃 (証人申請5名)
— '97年1月16日	第6回弁論(予定)

## 細川内ダム建設計画に反対する『木頭村』

連絡先 〒771-64 徳島県那賀郡木頭村大字出原字マエダ34番地  
木頭村役場ダム対策室 TEL08846-8-2311 FAX08846-8-2690

### ダム等事業審議会

全国で13の事業が審議対象になっているが、村民・村議会・村理事者が三位一体で反対している細川内ダム建設計画については審議会が設置されていない。昨年の6月に建設省がダムや堰に対する評価システムを新設する方針を決めてから、ダム事業審議委員会の委員に加わるよう今日までに建設省と徳島県からは5回審議委入りの要請が木頭村にあった。しかし、委員選任が公平でなく、ダム計画にお墨付きを与えるだけとして村長と村議会議長は就任を拒否している。

木頭村は既に全国で設置されている12カ所の審議委の動向並びに結果については常に注目をしている。建設省は今後20数カ所で審議委設置を予定しているようである。建設省はこの審議委制度をダム・堰の建設事業の流れの一過程としているように見受けられる。このような状況から、細川内ダム事業審議委が設置できないからといって、今更、審議委対象から除くということは非常に難しいと考えられる。

徳島県知事は平成5年11月の木頭村との話し合いで、現地での測量・ボーリング調査を強行してやるということはないと約束している。また、建設省と徳島県は地元代表の入らない審議委員会はあり得ないと述べている。このようなことから計画自体を中止することは今はできないが、今後木頭村が審議委に入らないことで実質的に細川内ダム建設計画の推進に待ったをかけ続けることになる。

### 最近の運動

徳島県内には細川内ダム建設計画に反対する住民団体が9団体ある。その内の8団体が集まって細川内ダム建設反対県連絡会を昨年の10月に結成した。今年の8月には徳島で第12回水郷水都全国会議が開催され、この時に県連絡会が「ガ口の森のオーナー」として立木トラスト運動の募集を開始している。現在全国の582人から1123本の応募があり、今月の10日にはオーナーが参加して木札を樹木に取り付ける「第1回立木トラスト」が行われた。

立木トラスト運動は、開発計画の予定地にある樹木を買い取って計画

の阻止を目指す運動。主によるゴルフ場開発などを防ぐ手段として全国各地で成果を上げ、細川内ダム建設計画のような公共事業では、土地収容法に基づき容の適用が可能のため、今回の運動は阻止行動というよりは、を強くアピールすることを目的としている。

このトラスト運動は、地没予定地内の樹木を県連絡会が買い取り、県連絡会はこの買い木を、ダム計画反対の賛同者に1本1000円で売買契約を結び、木を買ってもらう。樹木にはオーナーの氏名を書いた木札を取り付け、トラスト対象木であることを明示する。オーナーはこの樹木を伐採せず、契約後10年経過するか、細川内ダム計画が中止されたら、県連絡会に無償で譲渡することになっている。県連絡会は今2000本を目標にして募集を継続しており、全国の皆様のさらなるご協力をお願いいたします。

トラスト契約書	
199 年 月 日	
(甲住所) 徳島県那賀郡木頭村大字出原2丁目15	(TEL0886-54-4554)
(甲氏名) 細川内ダム建設反対徳島県連絡会	
代 大 栗 丸 人	
立木オーナー	
(乙住所)	
(乙氏名)	印
<p>甲、乙は、徳島県那賀郡計画されている細川内ダム建設に反対し、那賀川に残された最後の清流、自然を守るため下記のとおり契約する。 契約書は2通作成し、ずつ保管する。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、甲は、その所有する徳島県那賀郡木頭村所在の立木No. _____ (以下本件立木という) をにつき金1,000円で乙に売りわたす。</li> <li>2、甲と乙は本件立木に所有を公示するため然るべき明認方法を施す。</li> <li>3、本件立木の管理はその山林所有者が行う。</li> <li>4、甲は本件立木の前主がある場合、その他山林保全上のやむおえない場合は乙の承諾なくし買にかかる立木を変更できるものとする。</li> <li>5、乙は、本件立木を伐採しない。また山林へは甲の許可なしに入山してはならない。</li> <li>6、乙は、本契約上の権利を譲渡してはならない。</li> <li>7、本契約後10年経過する内ダム建設計画が中止された場合には、乙は本件立木を甲に対し無償で譲渡する。</li> </ol> <p style="text-align: right;">以上</p>	

「苦田ダム建設事業審議委員会」

矢山 有作

苦田ダム反対諸団体のこの一年間の運動は、主省の出席を得てのシンポジウムの開催と苦田ダム建設事業審議委員会への対応として、ここでは審議委員会をめぐる私たちの運動を中心に報告する。

### 1 審議委員会設置前

1995年6月30日、建設省は「ダム等事業の試行」を発表し、7月14日には、河川局長通達により審議委員会の構成、ダム等事業審議委員会設置の動きが具体化した。

これに対し、水源開発問題全国連絡会（以下、水連）は7月26日、野坂建設大臣に面接し、白紙撤回を強く要請したが、要望はという程度に終わった。

8月17日、私たちは中国地方建設局に行き、建設事業審議委員会設置取り止めの要請書をもって要請すると共に、後任の森建設大臣に同要請書を送付した。中国地建は要請を拒否した。

私たちの要請を無視したまま、29日には中国地方建設事業審議委員会を設置した。

### 2 審議委員会発足後

私たちは、審議委員会の活動を阻止することに重点運動を展開した。9月4日、長野知事宛の「苦田ダム建設事業審議委員推薦撤回」ともって、苦田ダム対策室長に会い、知事の委員辞退と委員の推薦撤回を要請し、森建設大臣に伝えるというに止まった。

9月7日に、4日の知事宛要請と同様の趣旨の「建設事業審議委員辞任の要請」を審議委員に送付すると共に、辞任要請のハガキ運動したが、これらに対する対応は皆無であった。

他方、建設省と県は審議委員会を設置しながら、守法による水源地域の指定を決定、水源地域整備計画決定の作業を進めると共に、ダム関連事業を促進しており、このことに対し10月5日「苦田ダム水源地域指定の撤回と水源地域整備計画決定の中止およびダム関連事業の中止を求める要請」を村森建設大臣、佐藤中国地方建設局長宛に送付し、文書による回答を求めた。

10月9日には、同様趣旨の知事宛の「苦田ダム指定の申請の撤回と水源地域整備計画の中止およびダム関連事業推進の中止を求め」と「苦田ダム建設事業審議委員会の審議についての要請」の二つの要請書を送付し、審議についての要請は審議委員に送付したが、いずれも無回答で

### 3 第1回審議委員会

第1回審議委員会が10月11日の13時から開かれたので、9日付けの審議につい

ての要請書を携え、傍聴に出向いたが、中国地建職員から傍聴の可否は委員会が決めることだとして拒否された。委員長決定後に小坂委員長に会い要請書を渡し、傍聴許可を求めたが、これも拒否された。

翌12日の各紙の報道によると、この日の会議は、委員会の公開、非公開の論議に大半の時間を要したようである。委員会の公開については、一般市民には報道機関を通じて行きわたるという理由で、一般公開は認めず、報道機関にのみ原則公開とし、委員長判断で非公開とすることもある、委員の個人名を出した報道は控えてもらう、地元の人に意見を述べる機会をもうける（この部分は議事要旨には欠落している）ということになり、あとは、現段階での審議委員会の設置を疑問視する発言や、ダムの是非を論ずる審議を拒否するような発言が続出すると共に、発電施設の併設や積極的事業推進の要請もあり、この日予定されていた委員会の運営方法や審議の進め方は次回に持ち越されたと報じている。

委員会は16時頃には終わったようであるが、委員会の終了も、終了後の委員長の記者会見も、私たちには気がつかれぬように行われ、正確な終了時刻は不明である。

### 4 第1回審議委員会後

11月10日「苦田ダム建設事業審議委員会の審議についてのご質問」を審議委員宛に送り、苦田ダム建設事業審議委員会の現時点での設置に対する見解、一般非公開の決定理由等7項目に対し、同月20日を目途に文書による回答を求めたが、無回答であった。

29日には、慎重な審議を求めて、苦田ダム計画への疑念、苦田ダムへの反対提案を記述した「要請書」を審議委員に送付するとともに、小坂委員長には直接要請すべく、岡山大学に行ったが、不在。秘書は要請書の受け取りさえ拒否したが、押し問答のすえ要請書を渡した。なお、本要請書は中国地建にも送付した。

さらに、同日、第1回審議委員会に関する「抗議声明」を発表した。声明は総理、建設大臣、中国地建局長にも送付した。

1996年度政府予算案の発表をうけ、審議委員会による事業再評価を言いながら、他方ではダム事業推進の予算を計上するという矛盾に対し強く抗議し、「1996年度の苦田ダム事業関係予算計上に対する抗議と要請」を12月26日、総理をはじめ関係機関に送付し、県・苦田ダム工事事務所には直接出向いて強く抗議するとともに要請書を渡した。

### 5 第2回審議委員会

1996年5月30日13時開催の高梁川総合開発事業審議委員会のあと、同一場所で15時から開かれた。私たちは、審議の全面公開、公聴会の開催等5項目の「審議委員会の民主的運営に関する申入書」を携えて傍聴に行ったが、中国地建側職員に阻止されて会場に入ることができなかった。申入書を審議委員に渡す約束で中国地建職員にあずけたが、申入書は無視されたままである。

翌31日の各紙の報道によると、中国地建から苦田ダム建設事業の内容説明と反対する住民団体が審議委員会に提出していた（11月29日付の文書）ダム計画への疑問点についての見解が示された。委員は説明を聞くのみで、ダム事業についての質疑や意見は全くなく、ダムの早期実施を求める発言ばかりで、小坂委員長も、「苦田ダムは既に所定の手続きを終え、関係機関で事業を決議している。また関係町行政も建設に賛成している。ダ

ム建設を前提とした整備が進んでいる」などの意見を表明し、次回で審議委員会としての見解をとりまとめたいと発言したと報じられている。委員会は17時頃には終わった。委員会終了後の記者会見で、小坂委員長は「今さら、ダムの是非を議論するつもりはない。感情的で反対のための反対は受け入れられない」と公聴会を聞く考えもないことを明言したと伝えられている。

この審議委員会の実態にあきれかえったのか、産経新聞は「お粗末 苦田ダム審議委員会」「“激論”もなく次回に結論」「是非問う声もなし」との見出しの記事のなかで、「この日出席した委員もダム事業の是非を問う声はなく、建設側に事業推進などを求める声のみで、事実上事業を速やかに推進する“陳情”の様相を呈していた」と記している。

#### 6 第2回審議委員会後

この事態に私たちは水源連事務局等に対し、関係方面への抗議行動を要請した。6月6日には、審議委員会の慎重な審議を求める「要請書」を中尾建設大臣、河川局長、中国地建局長に送信するとともに、審議委員に対し、改めて審議に最善をつくし、模範となるような審議を求める「苦田ダム建設事業審議委員会の審議に関する要望」を送付した。さらに、審議委員会の実態を明らかにするビラまき行動も実施した。

#### 7 第3回審議委員会

6月10日、第3回審議委員会当日の午前に、知事宛に慎重な審議と、審議打ち切りの暴挙は断じて行わないことを要求する「苦田ダム建設事業審議についての要請」書を提出し、強く実現を求めた。

同日13時からの第3回審議委員会に出向き、強く傍聴を要請するも拒否され、やむなく委員長に面接し、前記の知事宛要請書と同趣旨の「第3回苦田ダム建設事業審議委員会の審議についての要請」を手渡し、要請の実現と委員への配布を求めた。

翌11日の各紙の報道によれば、河野岡山大学環境理工学部長が「苦田ダム計画に関する科学技術的評価」報告書について説明し、中国地建からは、第2回審議委員会では出されていた要望につき見解が示されたが、委員からは何の発言もなく、小坂委員長が「ダム建設の是非については長年議論をつくしており、法的手続きを経て周辺整備が進められていて、ダムの必要性は十分理解でき、事業の推進を認めたい」と提案して答申が出され、全会一致で承認されたと伝えている。委員会は15時頃終わった。

なお、答申後、記者会見で、小坂委員長は「ダムの是非については議論しつくされており、この審議委員会ができたことで地元も不安を感じており、早い結論を出すべきだと考えた」と語ったと報じられている。最終答申が出されたのは苦田ダムがはじめてである。

13日の読売新聞の「記者手帳」は「ダム審 早急な結論に疑問」「“とんとん拍子”の結論」「本当に審議をつくっていたのか 疑いたくなる加速ぶり」云々と述べたうえで、反対団体の「でたらめ」という言葉が耳に残ると書いている。

答申は「現時点で苦田ダム建設の是非にまで遡って議論を行うことは適切でない」としたうえで、「ダム建設を前提とした整備が進んでおり、中止するようなことは、社会的に全く容認されない」として事業推進を認めている。

#### 8 第3回審議委員会後

6月12日、実質的審議を全く欠いた答申への抗議と答申の撤回、審議のやり直しを求める「苦田ダム推進の答申に対する抗議と要請」を小坂委員長と審議委員に送付すると共に、改めて公正な審議委員会を設置することを求める「苦田ダム建設事業についての答申に対する抗議と要請」を建設大臣、河川局長、中国地建局長に送付した。

さらに、同日「苦田ダム推進の答申に対する抗議声明」を発表した。また水源連等に抗議・要請行動へ協力を求めた。

6月28日、中国地建において小森龍邦衆議院議員の同席のもとで、水源連参加団体代表と共に「苦田ダム建設事業審議委員会およびその答申に対する要請書」を提出、1時間余論議するもスレ違いに終わり、後日の文書による回答を約束させた。

7月3日、河野岡山大学環境理工学部長宛に「苦田ダム計画に関する科学技術的評価についての申入書」を送るも回答なく、再度の要請に対し、29日の回答は「要請には一切お応えできません」の一語のみであった。

7月11日、建設省において、水源連参加団体代表と竹村泰子参議院議員の同席のもとで、苦田ダムについての答申を無効とすることなどの要請書を提出し、竹村公太郎河川局開発課長らと論議するも成果はなかった。26日付の文書回答では、「答申を尊重して事業を進める」などと述べている。

#### 9 審議委員会についてのまとめ

苦田ダム建設事業審議委員会は昨年10月11日初会合を開いた。委員会は公開か非公開かの論議に大半の時間を費やし、後は、今更何のための委員会かとの意見続出で終わる。

その後、日程の調整がつかないと7か月余も放置。今年5月30日の2回目会合では、建設省側の説明を聞くだけ、質疑も意見も皆無、事業推進を求める“陳情”のみ。小坂委員長は今更、ダムの是非を論ずる必要はない、次回委員会では結論を出すと表明。そして、わずか11日後の6月10日の3回目の会合では、「現時点ではダムの建設にまで遡って議論を行うことは適切でない」とダム推進の答申を出した。

この間、委員会として現地に足を運ぶこともなく、公聴会も開かず、1回目の委員会で決めていた地元の人に意見を述べる機会を与えることもなかった。

建設省は、「委員会開催の回数などの問題ではない」というが、わずか3回の「会合」で数時間の「会議」、審議委員会の設置目的の否定、ダム事業是非の論議は皆無である。審議委員会の根本問題は、実質的審議の実態がないということである。

今年9月8日、あたらしく結成した「ダムと水を考えるシンポジウム実行委員会」主催で、はじめて、建設省と治水、利水、地質、環境問題の専門家の参加のもとに苦田ダム公開討論集会を開いた。今後もこれを継続開催していく考えである。

## 子守唄の里・五木村（熊本県）を沈める川辺川ダム建設計画の問題点

清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会  
子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会 原 豊典

### 1. 川辺川ダム計画の概要

川辺川は九州山地に端を発し、日本三大急流にも数えられる球磨川に注ぐ最大の支流である。四国・四万十川よりも美しいと言われ、日本カワウソを見たという多数の証言もある全国でも屈指の清流である。建設省が、この川辺川に高さ107.5mの巨大なダム計画を発表して、今年で30年になる。現在までに行われているダム関連工事は、取り付け道路と一部の代替地の工事のみであったが、九州地方建設局は川辺川ダム事業審議委員会で公正な見直し審議を行うという言葉の裏で、長年のダム問題に振り回されて疲れ、諦めの心情が強まってきた五木村民に対してダム前提の村づくりを煽って苦渋の選択を強要し、代替地の全面買収に成功した。しかし、中心部落頭地には150世帯の民家、小・中学校と高校の分校、旅館や森林組合などが残り、子守唄の里・五木の風情を醸し出している。

### 2. 問題点

#### (1) ダム目的の喪失

昭和41年に計画された川辺川ダムの目的は、治水・農業用水・発電であるが、既にその目的は喪失している。

1-1 河川改修が進み、洪水の起こる危険性は非常に少なくなってきた。逆に川辺川ダムができると、市房ダムとの同時放流による大洪水の危険にさらされる。

1-2 大多数の農家は、現在の水路で充足しており、農家が川辺川ダムによる利水事業に参加させられると、将来膨大な負担金が農家を苦しめる。農水省が進める、この川辺川ダムに伴う「国営川辺川土地改良事業」では、農家の同意を得る時点で、事業負担金を明示しない、虚偽の説明をするなど問題点が多く、1144戸（対象農家総数の約1/3）の農家は同事業は不要として、「異議申立書」を94年12月21日に提出したが、農水省は今年3月29日、これを棄却しましたので、866戸の農家らは「棄却取り消し」を求めて6月26日、熊本地裁に農水大臣を相手取り、行政訴訟を起こした。

1-3 川辺川ダムの計画発電量（16、500kw）は、水没などにより閉鎖が考えられる現在機能している4つの発電所の合計発電量（18、900kw）を下回る。

#### (2) 環境への取り返しのつかないダメージ

391haもの水没予定地一帯には、絶滅危惧種のクマタカやヤイロチョウを始め、2711種もの動植物が分布している。しかし、計画が古いからという理由だけで、環境アセスメントすら行われていない。また、子守唄の里として名高い五木村の中心地も水没してしまい、下流の河川環境にも致命的なダメージを与える。さらにダムによる河川の汚濁、流量の減少により清流球磨川は失われ、鮎や球磨川下りに与えるダメージが懸念される。

#### (3) 住民と議会・行政のダム建設に対する意識の食い違い

川辺川ダム建設の見直しを求める人吉市民の陳情署名数は、有権者（約3万名）の半数を大きく上回る1万8934名（95年3月現在）に達し、市議会に提出された。にもかかわらず、市議会は94年9月、議員提案によるダム建設促進の意見書を採択してしまった。また、県知事も度々、「川辺川ダ

ムは現時点でも必要」と発言しており、住民と行政・議会の意識は大きく食い違っているのが現状である。

#### (4) ダム事業審議委員会の問題点

建設省は95年9月4日、「川辺川ダム事業審議委員会」の審議委員12名を発表した。それに対し、ダム見直しを求める四住民団体は、「審議委員会は(1)第三者機関による見直しではなく、事業者による見直し(2)委員の推薦をダム建設促進の意向を持つ県知事に一任している(3)委員の大半が事業促進の人が占める仕掛けになっている」として審議委員会の白紙撤回を求めた。審議委員会は9回の委員会、現地調査、公聴会などを行ったが、最後まで住民の傍聴は認めず、20通にのぼる住民の申し入れ書にも回答せず、96年8月10日、「ダム建設継続」の答申を決定した。

### 3. 建設省のダム本体着工に向けての意志決定と住民団体の対応

九州地方建設局は審議委の答申を得るや否や、ダム本体着工へ向けてのスケジュールを発表して、実質上の本体着工とも言うべき仮排水路工事の予算を要求した。これに対して、人吉を中心とする川辺川ダム反対計画見直しの4団体は上流から下流の八代、海の日草に至る各地域の基本的な住民団体を促して、11団体加盟による川辺川を守る県民の会を発足させた。流域4団体と県民の会は各々建設省、環境庁、大蔵省に対して要求書・要請書を送り、建設省に対してはダム本体着工への意志決定を撤回すること。九地建が審議委員会にも知らせなかったクマタカの巣及びその生息確保のため、現工事を中断することなどを求め、大蔵省に対しては川辺川ダム予算を計上しないことを求めている。

建設省が本当にダム建設中止もあり得る審議をしようとするのであれば審議委開催中は工事を停止して、全流域住民から意見を聞くべきだ。ところが逆に「このままではどうにもならない、どうにかしてほしい」という五木村民の感情を煽って、水没団体や村議会にダム推進決議を促して、その結果を既成事実として委員会の「審議」にもつきつけるというやりかたを積み重ねた。

これは建設省の姿勢や体質が、そのマスコミなどへの宣伝内容と相反して、これまで全く変わっていないことを示している。委員会開催中から、流域市町村をあおって促進決議をさせたり、答申後流域自治体と議会の代表8名が五木村に押し掛け流る五木に本体着工同意を迫るなど、地方自治を踏みこむ行為は建設省のお膳立てで行われたことは明白である。このようにして、遂に五木相良両村の同意をとりつけた上、熊本県もいれた覚書きを交わして、一連の作業は完了し、建設省の思惑通り事態は進んでいるように見える。

しかしながら、これら強引なやり方は、建設省の危機感の表れであり、弱さを示しているものである。その五木村にしても一割自治のためにやむなく村長が調印せざるを得なかったに過ぎず、村長がましてや村民が納得しているわけでは決してない。最大の被害者のひとつ球磨川漁協は、反対を表明している。何よりも川辺川ダムが目的としている洪水調節や灌漑事業の「受益者」とされる人吉市民や農家が大量に反対・中止を表明していることがこの事業の無根拠を示している。問題は受益者とされているが故に、これらの下流の住民の同意を得ずして事業を進めることができる現制度の欠陥にある。

私たち住民団体の課題は、これら受益者とされる住民の反対・拒否の意志をよりクッキリとより大量に現し、被害者そのものである五木村民や漁協の本来の意志と結びつけるとともに、これを更に広い県民世論、全国の世論で包むことである。

（受益農家が提訴している裁判の第1回公判は12月4日午後熊本地方裁判所で行われる）

# 「日本一の巨大ダム」徳山ダムからの報告

## 徳山ダム建設中止を求める会

事務局：大垣市本町2-27 ☎0584-78-4119(午後)

### 徳山ダム 計画概要

型式：ロックフィルダム 洪水時満水位：標高401.0m 総貯水量：約6億6000万m<sup>3</sup>  
 堤高：161.0m 常時満水位：標高400.0m 有効貯水量：約3億5140万m<sup>3</sup>  
 堤頂長：440.0m 最低水位：標高367.5m 集水面積：約254.5km<sup>2</sup>  
 建設費(85年単価) 約2540億円(96年7月現在+300億円と建設省はいう)  
 費用負担割合(%) 治水=38.5(岐阜県・三重県)、発電=18.8(中部電力)  
 上水道=4.1(岐阜県)、10.8(愛知県)、13.5(名古屋市)、工業用水=11.1(岐阜県)、3.2(名古屋市)

### 徳山ダム問題の経過

- 1957. 徳山ダム計画公表。村議会「徳山ダム建設反対」動議議決。
- 1959～61 3年連続洪水被災。61年 水資源開発公団発足。
- 1965. 9月、集中豪雨被災(犠牲者も出る。埋まってしまった農地もある)
- 1972. 村条例により「徳山ダム対策委員会」設置。
- 1976. 10月、建設省から水資公団へ事業を移管。事業実施計画認可。
- 1977. 9月、村山輝道氏ら3名「徳山ダム建設差止請求」など3件の訴訟をおこす。
- 1978. 9月、水資公団「補償基準」を示す。10月、ダム対策委「補償基準」返上。
- 1980. 公団、第2次「補償基準」示す。ダム対策委「補償基準要求書」を提出。
- 1983. ダム対策委分裂。「徳山ダム対策同盟会」と公団、補償基準に合意。
- 1984. 同盟会員、補償契約開始。“慎重派”のうち独自交渉グループ「徳山ダム対策協議会」結成。契約終了者の移転開始。
- 1986. 徳山村と公共補償協定締結。
- 1987. 3月、徳山村廃村、藤橋村に合併。
- 1989. 3月、466戸すべてについて、移転契約完了。
- 1995. 7月、建設省の「ダム見直し事業」の対象に指定される。12月、徳山ダム建設事業審議委員会発足。「徳山ダム建設中止を求める会」結成。

### 徳山ダムの問題点

＜利水＞「木曾川水系水資源開発計画」と現実の水需給実績との乖離はあまりにも大きい。岩屋ダムで水は余り、長良川河口堰が完全に宙に浮いている中で、更に大量の新規利水を行う、という「計画」は計画の名に値しない。名古屋市はとうとう「徳山ダムの水利権の半分返上」を言い出した。「水利権の返上」は本来、費用分担の変更へと繋がり、根本的な事業計画の見直しとなるはずであるが、計画温存の様々な画策がなされている。建設省は「返上」で余った水を「木曾川の利水安全度の向上(渇水対策)＝不特定流量の増加」へとすり替える方向に審議委員会の議論を誘導している。そして最終的には「どこか」(岐阜県か)がこの費用を引き受けることになる。

＜発電＞徳山ダム＝徳山発電所も、直下の杉原ダム＝杉原発電所とセットで揚水発電(原発の余剰電力の捨て場)を行うとしている。しかし各電力会社の実績をみると揚水発電施設は殆ど稼働していない。特に徳山ダムは投資額が大きく(約2000億円)、中部電力が熱意を示さず、「事業目的」としての意味は存在していない。

＜治水＞揖斐川最上流に巨大なダムを建設しても、住民を洪水から守る効果はな

いに等しい。現在の揖斐川の治水計画は、基本高水量の設定から基礎データの扱いに至るまで、「初めに徳山ダム建設計画ありき」であることは明白である。市民の提示する疑念に対して、建設省は(完全無欠と強弁することは避けて)「何もしないよりはマシかもしれない」という以上の説明をしない。その一方で、他の方法を示さないことで「揖斐川の治水＝徳山ダム」を地域に浸透させ、流域の市町村を「建設促進期成同盟会」で染め上げている。40年間も徳山村の山林を荒れるに任せたことや水田を潰して実質的な遊水池を減らしたことの危険、ダムが洪水を調節するとされることで堤防の補強などが放置される危険が無視できない。また建設省は、現に浸水被害にあっている地域への対策を怠り、「徳山ダムがないから怖い」という流域での世論を誘導をしている。

＜生態系・環境＞ダム建設は貴重な生物の存在する自然を破壊する。徳山ダム予定地とその下流域には、イヌワシ・クマタカ・オオタカのような鳥類、ネコギギのような貴重な魚類、珍しい植物相など、保全すべき動植物が多数存在する。建設省・公団は「ダム集水域のうち、水没する面積割合は約5%であり、水没後も広範囲な自然が依然として残り、動植物への影響は軽微」と言うが、水没地域に生息する動植物にとっては生息地が全滅することであり、生態系は大きな影響を受けるのだ。

「第2のトキ」とまで言われているイヌワシについて、建設省・公団は、91年に目撃されているのに「調査区域対象外」とのことで『調査報告書』には記載しないでしたが、今年3月の審議委員会で(我々の指摘を受けて)存在を認めた。建設省はこの5月から2年間の大型猛禽類の緊急調査”を始めたが、その最初の5日間でイヌワシ・クマタカ・オオタカの全てが確認されている。これまでの調査の杜撰さが明白になった。しかしこの緊急調査は、積雪時(抱卵・育雛の重要な時期)を外すなど問題の多いものであり、かつその目的は「(ダム建設を前提とした)保全対策のため」としている。付帯工事で次々とクマタカの巣が破壊されている。即刻工事を凍結すべきである。

また、ダムのように流水をせき止めることによる、水質汚濁とその環境全体への影響も無視できない。

＜地震と災害＞ダムの貯水は地震を誘発することは実証されているが、この危険性が十分に考察・検証されていない。徳山ダムは、日本有数の活断層地帯に「日本一」の巨大ダムを作るという計画である。巨大地震で、ダム湖への地滑り(徳山ダム周辺の地質は脆く、64年に完成した下流部の横山ダムはすでに堆砂で機能を失いつつある)→溢水、またはダムサイトの決壊、という事態になれば、複合的な災害は未曾有の規模となる。阪神大震災の例でも明らかなように、道路でも建物でも建設省の「耐震基準」で住民は安心してはられない。また、ダムのもたらす災害として普遍的とも言える放流による洪水の危険性も指摘しなければならない。

＜住民負担＞「事業費は約2840億円」と建設省はいうが、本格着工以前の現段階ですでに1400億円が投じられていることからみても「それでは済まない」のは常識だ。現在も将来も新たな工業用水の需要は存在しない。「水を売ること」でペイするはずだった自治体の負担は、返す当てのない借金になるしかないことは明白である。地

方財政は破産寸前である。借金をさらに増大させて未来を押し潰してはならない。

＜旧徳山村の人々に与えた苦痛＞「徳山ダムには反対運動がなかった」と世間では言われている。徳山ダムの計画が本格化した頃、徳山村は連年の水害に悩まされていた。また山村にも消費社会の波が押し寄せ、現金収入を求めて都市に目が向く状況が生まれていた。一方で所得倍増・高度成長の掛け声の下、都市用水の確保が「公益」だとされ、「お上」「世論」からの強い圧力があつた。徳山村民のふるさとを想う気持ちは、強い反対運動を展開した地域の人々に勝るとも劣らぬものがあったが、それを表に出すことができなかつた、というのが実態であろう。そしてその頃、都市住民は、結局は「経済成長」「資源確保」を受け入れて、山村の人々を失念していたのではなかつたろうか。古い歴史を持つ徳山村は、村民が生活の根底を脅かされ、人間関係をずたずたにされるという苦痛を経て、87年3月に廃村となった。山村の犠牲の上に成り立った「豊かさ」「利便性」の恩恵に預かつた都市住民には、山村を追われた人々（ダムに限らず）の心を癒し、山村を活性化する方策（自然破壊の巨大開発でない方策）を真剣に考え、提案する責任があるのではないか。

＜「徳山ダム建設事業審議委員会」＞ 徳山ダムは「幻のダム」とまで言われ、計画以来40年の歳月を経て、全村民移転→廃村という痛苦の「既成事実」がありながら、なお本格着工には至っていない。そして現在、徳山ダムの「事業目的」は、どう考えても（推進派にとってすら）消滅している。

昨年12月、建設省は「公共事業の見直し」「地元の意見を聞く」という主旨を掲げた「事業審議委員会」の一つとして「徳山ダム建設事業審議委員会」を設置した。これは、公聴会を行い、専門委員会を設置するだけ、他の審議委員会よりはマシと見られがちであるが、その内実は、建設省・公団の見解とは異なる声に耳を傾けるようにはなっていない。事務局（＝事業者）と委員長（＝複数の公害裁判で企業・国側の証人となった人物）が一切を仕切り、他の委員は時折無意味な「感想」を述べるくらいで、およそ審議といえる内容ではない。その一方で、建設省は「審議委員会の答申を尊重する」が「決定するのは建設省」と言い切っている。建設省主導の「見直し」審議委員会では、市民の声は届かない。真に「見直し」の可能な再評価機関を市民の運動の力で作って行かなくてはならない。

### ＜建設省との「対話」＞

10月10日、主に利水をテーマにして、第1回の建設省・公団と市民との「対話」を開いた。建設省は「水資源開発計画」と実際の水需要の大幅な乖離という事実から正面からは反論せず、「地元・関係自治体が必要とっている、負担が大きすぎるといふなら話が変わる」と言う。これは「正論」ではある。しかしその「正論」は、住民の意向も財政負担も眼中になく「巨大公共事業は必要だ」と言い募る梶原岐阜県知事（建設省出身）のような首長と総与党の地方議会があるから、安心して吐けるセリフなのだ。中央での独立した再評価機関の設置を要求していくとともに、足元の「政治」\*を変えていく必要を痛感している。

（\*大垣市は…10/10、11/24は岐阜地裁の決定に従うというが…今後、市の施設を当会に貸すことについては、なお「市の裁量」と主張している。）

# 川辺川総合土地改良事業 異議申立棄却の取消し求め提訴

## 866人の大量原告



川本地域に提訴した原告たち 川本地域

**川辺川巨タム**  
川辺川総合土地改良事業、団体営事業と事業内容は、流量からいうと本流とも業主に分れています。また事業内容も農業用配水大級といわれる巨タムをつくり、そのタム湖の水を山中造成工事と三種に分れてい

## 農家のためにならない...

川辺川の会原告団 古川十市

### 考へ直すべき国営事業

今回、私達農家が相談したのは全体の計画そのものも考へ直さなければなりません。特に国営事業へのもので、大級といわれる巨タムをつくり、そのタム湖の水を山中造成工事と三種に分れてい

### 15日間の異議申立

私達 農家は委員会組織の後、この計画を学習したところ、これは農家のための計画で決してなく、この計画が実施されたら、農家のためにも、この地域のためにも致命的な遺産を抱き続けるこ



一生活の中に生きる川辺川

## おんりの事業はやめて

場所から高い所に水を押し上げ、水を想像されるでしょうか。だぶん多くの人々はタムは高層の高い所に流れるから、田畑へ流れ込むようになると考へるのではないでしょう。今、私達農家が相談したのは全体の計画そのものも考へ直さなければなりません。特に国営事業へのもので、大級といわれる巨タムをつくり、そのタム湖の水を山中造成工事と三種に分れてい

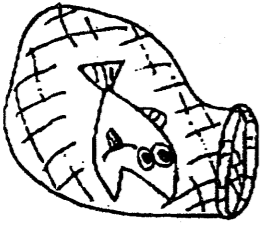
### 90%の同意率?

この工事費が、平成三年度

試算で約三四〇億円なので、ところが今までのこの種の公共事業で計算通り終わっからいったん流した水を水の水路きえ作つたら水は自然に田畑へ流れ込むようになると考へるのではないでしょう。今、私達農家が相談したのは全体の計画そのものも考へ直さなければなりません。特に国営事業へのもので、大級といわれる巨タムをつくり、そのタム湖の水を山中造成工事と三種に分れてい

### 全国から支援を

この裁判は全国で形は違え同じような問題が起きていると思えますが農民のみの問題ではありません。ここに投入される資金は税金です。できるだけこの資金は阪神大震災に遭われた人々、教育、福祉のため使用されたいと思えます。しかし私達は自分でこの裁判を闘わなければなりません。是非全国の人々から応援していただきたいと思えます。



だ。できない、農家の生の声ではない、文書のみでは決して理解から掛け離れさせ、農家、地三回にもおよびました。それい、口頭による陳述することの本省から責任者にきてもらつたかもしれません。また異議申立のみではなく、農水省〇〇名にも三〇〇名にもなこれが債権をもっと広く徹申立期間に出たのです。農家、約四〇〇名の内、け、どの期間支払わなければ維持管理の負担金をどれたに

### やむなく提訴へ

もうこの事業は止めてくれめものだろうかと思わざるたい何なのだろうか、誰のたら反発されるこの事業はい

つ風営工事、団体営工事のそ



熊本月日

平成8年(1996年)8月11日 日曜日

新 聞

# 「審議尽くしたのか」

## 川辺川ダム審議事業継続答申



「住民不在の審議委答申は無効」などと書いたプラカードを掲げ、審議委会場に詰め掛けた市民団体のメンバーら

「住民の真意を問ったのか」「当然の結論」川辺川ダム事業審議委員会(委員長・江藤孝熊大教授、十二人)が「事業継続」の答申を行った十日、ダム建設見直しを訴えてきた市民団体から

は怒りの声が上がった。一方、ダム建設で中心部が水没する球磨郡五木村の村民は冷静に受け止めた。【一面参照】

# 怒るダム反対派団体

## 「早く生活再建を」 村民は冷静な反応

審議会の会場となった熊本市のホテルには「だれのためのダム」などと書かれたプラカードを持った九団体、約三十人が詰め掛けた。発足当初から一般市民の傍聴を拒んできた同審議委は最後の会合でも、市民団体の前に扉を開いたままだった。

「せめて最終日くらい顔を覚えて」と市民団体は江藤委員長との会話を要望したが、それも却下。「これで本当に地域住民の真意を問うことができたのか」と「清流球磨川川辺川を未来に手渡す流域都市市民の会」の重松隆敏事務局長(左)が答申後、いらだちを抑えながら「審議を尽くしたのか」と問い掛ける市民団体のメンバーに、九団体の調

た認識していると考え、早速に会場を去った。この日、五木村役場は土曜開庁。午前中は休日出勤の職員が一人いるだけであり。水没者地権者協議会の佐藤孝会長(左)は「当然の結論だ。村民は代替地の完成を待っている。早く移転し、生活再建をしたい」と静かに語った。また、五木水没対策協議会の松本泰人会長(右)も「今から『中止』はない」と思っていた。答申が出た以上、穏やかに事業を進めてほしい」と、一刻も早く

村再生に期待を寄せた。しかし、球磨川漁協の高沢欣一組合長(左)は「十八日近い漁場をなくし、水質汚濁を招くダム建設には漁協は基本的に反対。漁民の声はどつどつ聴いてもらえなかった」とダム建設に不安の表情だった。

球磨郡相良村に建設が計画されている川辺川ダムの水を利用した国営川辺川土地改良事業の変更計画への

### 川辺川国営土地改良事業

### 異議申し立て棄却の農家ら

# 取り消し求め提訴決定

196.4.7 袋日一面

異議農家側は「甲立人の大半はまだ意見を陳述しておらず、意見の積み残しがある」として四回目の口頭審理を求めていたが、農水省は今月初旬、①変更計画への同意取得の際の説明は十分だったの農家の負担については変更計画とは別問題として、棄却処分を関係者に通知した。代理人の板井優弁護士は「同意の取り方も問題だし、口頭審理を途中で打ち切るなど手続上にも違反がある。棄却決定は農家の疑問に真正面から答えていない。農水省は受益農家の正確な数すら明らかにしておらず、裁判では三分の二以上の農家が同意していない事実を明らかにしたい」と話している。

このため農水省は、昨年八月まで三回にわたり異議農家の意見を聴く口頭審理を開き、延べ三百人が意見を陳述した。

情勢の変化などから平成六年十一月、事業の受益面積を縮小し三千十町とする変更計画を公告。「対象農家約四千戸の八九割の同意を得た」としていた。しかし、対象農家のうち千四百四十四人が「事業計画は土地改良法で定めた対象農家の三分の二以上の同意を得ていない。農家の負担金額も明らかでない」などと反論。同年十二月下旬、変更計画への異議を申し立てた。

同事業は人吉市や球磨郡相良村など一市六町村が対象。国は昭和五十九年に当初計画を決定したが、農業

異議申し立てを農水大臣から棄却された農家代表らが六日、「申し立てを棄却したのは不当」として、近く同大臣を相手に処分取り消しを求める行政訴訟を熊本地裁に起こすことを決めた。「川辺川利水を考える会」の梅山究顧問(左)ら農家代表の九人が同日、熊本市内の法律事務所で弁護士と協議して決めた。同事業は川辺川ダム建設を前提としているだけに、今後の訴訟の行方が注目される。

異議申し立てを農水大臣から棄却された農家代表らが六日、「申し立てを棄却したのは不当」として、近く同大臣を相手に処分取り消しを求める行政訴訟を熊本地裁に起こすことを決めた。

# ダム審議委在り方問いシンポ 東京

## 建設省 現状続行を強調

建設省が昨年、住民の意見を聴くために全国十一カ所で発足させたダム審議委員会の在り方を考えるシンポジウム「ダム等審議委員会を問う」(水源開発全国連絡会主催)が二十四日、衆議院第二議員会館で開かれた。本県の吉野川第十堰(せき)や細川内ダムなど全国でダム建設に反対する市民団体代表と、建設省担当者意見交換したが、審議委員会の人選と会議の公開性の二点に論議が集中。審議委員会の運営改善を求める市民団体に対して、建設省側は応じない姿勢を示し、議論は平行線のまま終わった。(31面に関連記事)

### 第十堰、細川内も議論

シンポでは、全国十一カ所のうち七人が反対意見(開発事業)「審議前から所のうち八カ所の地元住民見を述べたが、審議会は」  
「推進する」と発言している人が委員長になってい  
る(岐阜県・徳山ダム)  
「建設省は議事録公開の原則を掲げているが、実際に請求したら作成していないと言われた」(岡山県・苦田ダム)など、透明性、客観性に大きな疑問があるという指摘が相次いだ。那賀郡木頭村の藤田村長も「疑問の多い審議会には今後も加わらない」と述べた。

# 市民団体 人選、公開性に不満



県内関係者も参加したシンポジウム「ダム等審議委員会を問う」(衆議院第二議員会館)

続いて行われた討論で、地元知事に委任する委員の人選方法と審議の公開性について市民団体側が推進の立場の知事に委任しては公平な人選ができない▽一般にも公開されているのは徳島の第十堰など二カ所だけ、密室で議論されているなど指摘した。  
建設省側は「広く地域の

水源開発全国連絡会としてはシンポを通して①審議は全面的に住民に公開する②公聴会もできるだけ開催、反対住民の声も制限せず③審議委員会内部に専門調査会を設置、反対派からも同数の委員を出して治水、利水、環境問題を徹底議論する④審議委員会開催中はダム推進の工事は中止するなどの実現を求めていく方針を確認した。

### 熊本 11月25日 ダム審議委見直しを 市民シンポで批判相次ぐ 東京

建設省が設置した「ダム等事業審議委員会(ダム審)」の見直しを求める市民シンポジウムが二十四日、同省の担当者を招いて東京・永田町の衆議院第二議員会館で開かれた。参加者からは、「ダム審の委員は関係自治体の首長、議長、学識経験者などの枠が決めておられ、建設にお墨付きを与える機関でしかない」など批判が相次いだ。  
シンポジウムを主催したのは、ダム建設反対の市民団体などをつくる水源開発問題全国連絡会(水源連、矢山有作代表)で、約二百人が参加。「清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会」の重松隆敏(ふかむらた)市議員ら、各団体の代表八人が現地報告をした。  
建設省は、川辺川ダムなど計画発表から長期間が経過した大規模ダム・堰(せき)の建設問題について地元の見解を聞いて再評価するため、昨年(1995)から全国十三カ所で行ったシンポジウムを、シンポジウムでは、「ダム審には建設に異論がある委員も加えて議論すべき」「審議はほとんど非公開で、議事録も作らないケースがあった」などの問題点が指摘された。建設省側は「(委員構成を例示した)河川局長通達の別紙は目安であり、枠を決めたものではな

が操っていると云われる」などと答えた。  
最後に水源連が①審議の公開の公聴会の口述希望者全員の発言②審議中の関連事業の中断③五ヶ年を要望。建設省側は「今回の声は関係の地方建設局、審議委員会にも伝える」と応じ、今後も市民団体との話し合いに参加する意向を示した。

96.11.4日経

# ダム開発各地で「待った」

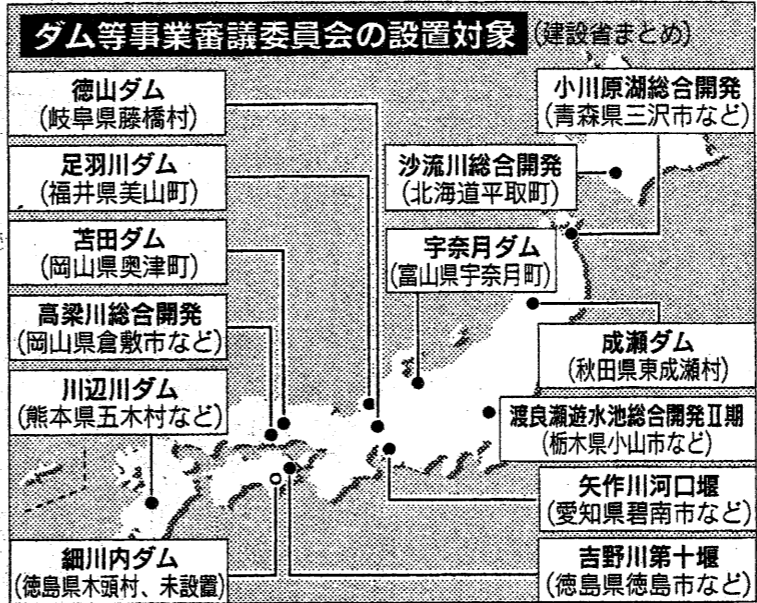
全国各地でダムの開発計画に「待った」がかかり始めた。青森県のむつ小川原工業開発地区に工業用水を供給する小川原湖総合開発について、事業審議委員会（東北地方建設局長の諮問機関）は計画撤回を求める意見書を提出。首都圏でも渡良瀬遊水池（栃木県）の第一貯水池建設計画の中断答申が月内に出る見通しだ。昨年、反対派を押し切って長良川河口堰（かこうせき）の運用が強行されたのを機に、水源開発の見直しを求める声は強まっている。相次ぐ「中止要請」は公共事業のあり方にも一石を投じそうだ。（東京地方部 榎本祥子）

## 青森・小川原湖や栃木・渡良瀬第二貯水池

### 審議委が「中止要請」

#### 代替水源の確保、再検討も

小川原湖総合開発は全国の主要な水源開発プロジェクトのひとつ。むつ小川原工業開発の一環として約二十年前に構想が浮上。小川



産業構造の変化や自然環境保護の高まりを背景に、ダム事業の抜本的な見直しを求める声が広がっている。建設省や水源開発公団によるダム、河口堰の開

### 無視できぬ住民の意向

発計画は約百十。うち二十年以上前に計画された事業は約三割を占め、時代に合

本県の川辺川ダムの四方所。中断も見直しは予定を合め三方所。徳島県の細川

内ダムでは反対を唱える村長が委員就任を拒否、ダム審議委員会のメドもまだ立っていない。

委員は知事、市町村長ら行政関係者が半数を占めるだけに、水源開発問題全国連絡会の遠藤保男事務局長は「ダム審議に反対派がどれだけ存在するか疑問。公正取引委員会のような第三者機関設置が必要」と指摘する。

このほか、北海道の沙流川総合開発事業でもダム審議の答申に基づき、一部の計画が縮小・凍結された。苫小牧東部大規模工業基地の開発に合わせ、二風谷、平取の二つのダムを建設し同地区に供給する計画で、うち二風谷ダムが完成・稼働したが、平取ダムについては、ダム審が三月に「苦東開発計画の大幅縮小に伴い水需要の予測がつかない」と答申。北海道開発局は当面ダムの建設工事を凍結することになった。



「ダムの時代は終わった」と訴える米内務省開墾局の前総裁

ダニエル・ピアードさん

96.9.27

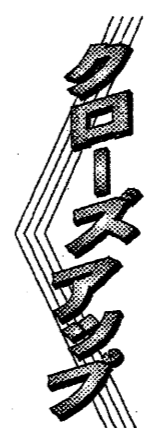
「ダムは問題を次々引き起こし、まるで原発のようなもの。世界中でダム建設は支持を失っている。21世紀には川を取り戻そう。」  
今月中旬、長良川河口堰に近い三重県長島町で開かれた国際シンポジウムでこう呼び掛け、河川行政の見直しを求める市民団体メンバーにエールを送った。「ダムは費用対効果の面で割に合わない。環境を重視するようになった米国民にソツポをむかされた」と、クリントン大統領に抜てきされ、米西部を中心に水源開発・供給を行う開墾局総裁に1993年就任。自然保護グループによるダム反対の提訴が相次いで勝訴したことや、連邦予算の削減などを追い風

米ワシントン州生まれ。下院資源委事務局局長を経て昨年9月まで開墾局総裁。環境保護団体「全米オーテュボン協会」地域副代表。53歳。

【今後のダム審議予定事業】▽東北北鳴瀬川総合開発、鳥海ダム▽関東川古ダム、吾妻川上流総合開発、荒川第二調節池総合開発、荒川上流ダム再開、印旛沼総合開発、平川ダム、栗原川ダム▽北陸清津川ダム▽中部横山ダム再開

発、上矢作ダム、設楽ダム▽近畿紀伊丹生川ダム▽四国前の川ダム、中筋川総合開発(横瀬川ダム)▽九州城原川ダム、本明川ダム、七滝ダム、矢田ダム、猪牟田ダム、小石原川ダム▽沖縄津佐津武ダム

向けて再検討に入る」としており、小川原湖総合開発は、白紙撤回の格好となる。全国の主要な水源開発プロジェクトについては、地方建設局単位でダム審を設置、開発の是非を審議中で、栃木県の渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期でも十一月中に計画中断を答申する見通し。



「ダム審議委員会は九月末、淡水化事業の見直しを決定。今回、意見書の形で東北地建局長に撤回を要請した。」

同地建では「意見を重く受け止めて代替水源の確保に利用しようという構想。九〇年に第一貯水池の運用を開始した後、新たに同規模の第二貯水池を建設する予定だったが、ダム審はカピ奥などの問題が未解決として、八月下旬二、三年後まで中断する必要がある」との判断を下した。

このほか、北海道の沙流川総合開発事業でもダム審の答申に基づき、一部の計画が縮小・凍結された。苫小牧東部大規模工業基地の開発に合わせ、二風谷、平取の二つのダムを建設し同地区に供給する計画で、うち二風谷ダムが完成・稼働したが、平取ダムについては、ダム審が三月に「苦東開発計画の大幅縮小に伴い水需要の予測がつかない」と答申。北海道開発局は当面ダムの建設工事を凍結することになった。

# 沙流川開発事業審議委が中間答申案

日高管内平取町の二風谷ダムと平取ダムについて、開発局の事業統括が妥当か民間の立場から審議する「沙流川総合開発事業審議委員会」（委員長・東三郎北大名教授）の八回目の会合が十三日、札幌市内のホテルで開かれ、「二風谷ダムの試験湛（たん）水はダム機能をチェックする重要な作業であるから早急に実施し、安全使用に備えることを望む」などとする中間答申案をまとめた。二十八日までに開発局長に対し正式答申する。これを受けて開発局は二十八日から、二風谷ダムの試験湛水予定地で行うことを決めた。

北海道新聞 1996.3.14

# 水試験から28日から

## 「機能チェック重要」

試験湛水は、ダムをいっただん水状態にして性能を確認するもので、3カ月以内に行われ、その後、洪水に備える正式使用に移る。中間答申案では平取ダムについては「二風谷ダムだけには試験の本格的な淡水試験には待たず、平取ダムを建設して当面の水害不安を解消しなければならぬ」として、両ダムの建設に

お墨付を与えた。ただ平取ダムを当初の計画通りの規模で着工するかについては、古小牧東部（西）東の新計画策定に伴う向地域向けの工業用水（工業）の需要予測がまとまっていないことから、同日の結論を保留。本年度未解散予定だった委員会を当面休会とし、工事の必要量が確定する今年秋にも、審議を再開する方針を明らかにした。

## 開発寄り人選の限界

八日開かれた沙流川総合開発事業審議委員会が十三日、中間答申案をまとめたが「進行中の事業を民間の立場から見直す」（東三郎北大名教授）と従来の立場を堅持して来た委員会の、結核は事業推進の妨げとなり、期待された地域住民の意見反映は十分でなかった。事業主体の行政が委員を推薦し、各申す求めたりする委員会のあり方自体の限界が明確になったと見られる。

委員会は、この性格の委員の下で大規模公共事業の推進、中止が左右されるばかりか、継続の場合には「事業実施のお墨付を」得たことになることだ。今後、委員を公募で選ぶなど、委員会のあり方を抜本的に再検討すべきとの意見も出てきた。（橋本 京法記者）

## 急ぐ理由わからぬ沙流川開発

北海道新聞社説 1996.3.15

急ぐ理由わからぬ沙流川開発  
審議がめざすのは、新路線見直しや敷設は空欄のままだらけだ。工業用水確保の観点からは、ダムの使用、建設を急ぐ理由はないと見込まれない。

二風谷ダム用地の強制収用問題でアイヌ民族の地権者二人が起訴された裁判もまわっている。法廷の判断を待ってから行政の判断を下しても遅くないはずだ。沙流川開発の問題を取り扱う審議委員会は、全国十二カ所の巨大公共土木事業を「民」の目で見直す一環に位置づけられていた。

二風谷ダムの建設計画は一九七二年、道庁が初めて打ち出した。重化学工業の立地を想定した古小牧東部大規模工業基地（古東）への工業用水の供給が主な目的だった。八二年に平取ダムを含む総合開発事業に着手した開発局は、建設の目的のひとつは洪水の防止をあげ、「多目的ダム」であることを強調した。

地元では当初から治水目的を強調する声があった。平取町が七七年に公表した事業者の報告書も「実態は古東への工業用水の供給が目的」と結論付けていた。今でも開発局は治水目的を前面で打ち出しているが、過去の経緯を振り返れば、たの目も「治水事業」だったと見られているのではない。

肝心の古東は「重厚長大」産業を誘致する機軸が根柢から崩れた。今は「学・住・遊」の複合開発路線に転換しているが、将来展望は開けていない。開発局がまとめた「沙流川総合開発事業の概要」を見ても、工業用水の供給量は、当初計画で二百二十五万立方メートル

## 青森

# 小原湖淡水化見直しへ

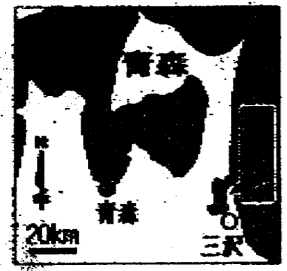
## 審議委が「計画撤回すべき」中間意見

小川原湖総合開発事業審議委員会（委員長・鈴木幸三）八日工大名教授）は「淡水化計画は撤回すべきだ」とする中間意見をまとめた。二十八日、同県八戸市で青山俊樹同省東北地方建設局長に提出した。

同様の委員会は、ダムなど河川関係の大規模公共事業で地元意見を踏くため、建設者が全国十二カ所に設置しているが、事業の撤回を申し立てる意見が提出され

たのは初めて。東北地建は中間意見を尊重する方向で、既に複数の代替案を策定すべきだ」と示しており、いったん着手した開発計画を途中で見直すという「前例のない対応」（同地建）をすることを

方、農業・水道用水については「水を別に確保する代案を策定すべきだ」としている。事業は、むつ小川原開発の工業用水などのため、小川原湖の河口に堰（せき）を建設し、海水と淡水が混じった汽水湖を淡水化する計画。一九七八年に総工費約六百億円が策定したが、石川危瀬でむつ小川原開発自体がとん挫したため水を要のほとんどがなくなっ



96-10-29 徳島新聞

# 二風谷ダム

# 28日から試験湛水

八日開かれた沙流川総合開発事業審議委員会が十三日、中間答申案をまとめたが「進行中の事業を民間の立場から見直す」（東三郎北大名教授）と従来の立場を堅持して来た委員会の、結核は事業推進の妨げとなり、期待された地域住民の意見反映は十分でなかった。事業主体の行政が委員を推薦し、各申す求めたりする委員会のあり方自体の限界が明確になったと見られる。

委員会は、この性格の委員の下で大規模公共事業の推進、中止が左右されるばかりか、継続の場合には「事業実施のお墨付を」得たことになることだ。今後、委員を公募で選ぶなど、委員会のあり方を抜本的に再検討すべきとの意見も出てきた。（橋本 京法記者）

# 霞ヶ浦をめぐって

## 世界湖沼会議から一年

③

自然保護団体「霞ヶ浦・北浦をよくなる市民連絡会」は今年三月、「霞ヶ浦を水源とする鹿島工業用水のうち、需要が見込めない部分に県が負担金を支出するのは不当だ」として、支出差し止めを求める住民監査請求を県監査委員会に提出した。請求人には「霞ヶ浦」自身も名を連ね、大規模開発により生態系を破壊された怒りをぶつけた。

請求対象となったのは、県企業局によると、未契約分の二十二万五千リットルに

の清算金でしのいできた。監査結果について、今回それもついに底をつき、今の請求に加わった「東京の年度下半期の負担金約七億七千万円のうち約五億六千七百万円が一般会計から投入されることになった。この発のツケが県民の負担となることが明らかになった。たとえ霞ヶ浦を請求人としては将来人口増によって水の需

工業用水の余っている鹿島臨海工業地帯。将来、県南地域の生活用水に回されるのは確実だ

# 伸びぬ需要、県が負担金

## 住民に過剰な水源開発のツケ

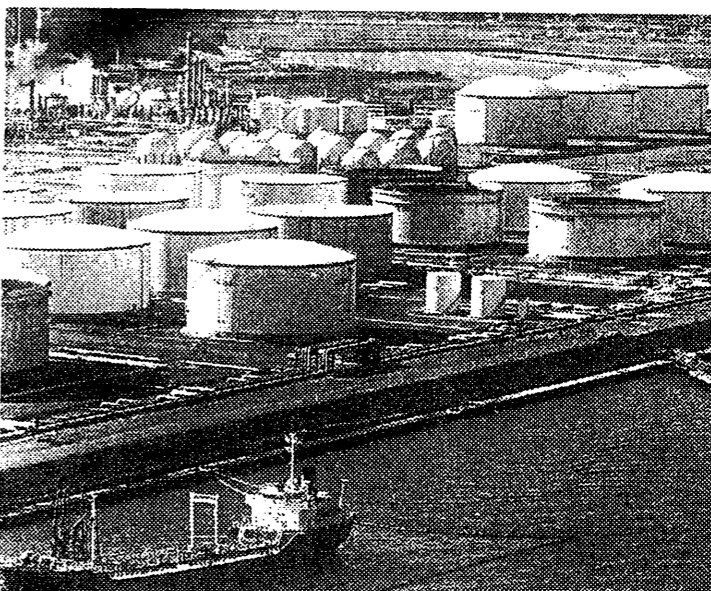
## 県南・西の生活水に転用も

### 鹿島工業

約分二十二万リットル、県は水源開発公団五千万の負担に今後二十三年間にわたって、第二工期で毎年約十六億円を返済する。返済には原則として使用者からの使用料を充てる。現在七万五千リットルしか契約されていない。

ところが、未契約分については使用料を徴収することができず、これまでは契約を解除した企業などから望まれている。

要が増えても、鹿島工業以外の霞ヶ浦の水が余っておりに契約するつもりはない。需要も増えるわけで、そのための備えとして水源を確保する必要がある」と強調する。鹿島工業用水を県南・西地区の生活用水に転換する。上では「県南・西地区には常磐新線や圏央道など人口増加が予想されるプロジェクト



# 建設省、二期計画を中断

## 渡良瀬遊水地総合開発事業

## 「I期の浄化結果待ち」

渡良瀬遊水地に治水と利水を目的とした第二貯水池（二・五平方キロ）を建設する是非を審議する渡良瀬遊水地総合開発（二期）事業審議委員会（委員長・根岸博足利工業大学教授）の第五回委員会が八日、小山市のホテルで開かれた。委員会は次回に中間報告を出す。二期計画での水質浄化の結果を見て実施の判断をしたい」と二期計画の中断を盛り込むことで一致した。中断期間は結果が出るまでの二、三年としているが、結果次第では事業遂行そのものにも影響を及ぼしそうだ。

地域開発については「交通網の整備や国営公園構想など専門委員会をつくってでも継続して審議すべき」との積極的な意見が出された。これに対し建設省は「通常の治水・利水は爾々として、二期計画については、今この計画での実施は中断。二、三

この日、会場には二期事業に反対、第一期委員会から一環して計画の中止と委員会の傍聴を求めている渡良瀬遊水地を守る利根川流域住民協議会の十五人が、詰めかけた。中断が決まったことに同協議会の高松健比古代表世話人は「どんな風にも」と生熊系は変わる。第二貯水池はいらない。時代が変わり建設省は必要性の根拠が崩れたのではないかと、谷中湖（第一貯水池）もヨシ原の破壊を伴っており見過ごせない。中断の期間にさらに資料を出し、事業の中止に追い込みたい」と自信を深めていた。

委員会には渡良瀬遊水地に関する本県の小山市や野木、藤岡町の首長や県議代表をはじめ一都六県から委員二十余人が出席。席上、委員を対象とした二期事業の課題アンケート結果が報告され、①治水・利水の水質②自然環境の地域との整合③問題点が大きく四点に集約された。これを受け建設省は水質と自然環境について、「現在実施しているヨシ原浄化や湖岸の緑化が水質に及ぼす影響を二、三年みたい。その後第二調節池などの規模などを決めたい」と二期計画の見直しをすることを表明。委員からは治水・利水と

渡良瀬遊水地総合開発二期事業 第一貯水池（谷中湖）完成後の一九九〇年に建設省が計画。首都圏の新たな水がめとして総貯水量千四百五十立方メートルの第二貯水池を建設する。これに対し流域住民と自然保護団体が

年、二期計画の検証と調査を行い、その検証結果を踏まえて再度委員会を論議したい」と議論をまとめ、「地域開発などの委員の意見も取り入れ中間報告を次回にまとめたい」とした。建設省が二期計画の中断を決めた背景には、一期事業で建設した第一貯水池（四・五平方キロ）の水質がばく大な費用をかけたわりにはカビ臭などの問題を抱えていることが大きいよう

### 4-8月予算比

# 節水広がり55億円減収

## 4水道事業者 工事先送りし対応

県内上水道の約九割を供給する県と横浜、川崎、横須賀三市の四水道事業者の今年四月から八月までの給水量が、当初の見込みより大幅に落ち込み、予算対比で約五十五億円の減収となっていることが十日、わかった。水不足に伴う二度の給水制限によって、制限解除後も節水意識が浸透したことが最大の原因とみられ、八月だけでも給水量は昨年比で七・九%減、予算比で十四億円減収した。事業者は配管工事の先延ばしなどで支出削減を図る構えだが、今年度が経営計画の最終年度にあたる県営水道の場合、この傾向が続くと、早くて来春に予想される料金値上げに影響する可能性も出ている。

四一八月の予算対比の減収額は、十二市十町に供給している県が十五億九千万円、横浜市の約三十億円、川崎市が渇水時の東京への分水削減による一億六千万円を含め七億四千万円、横須賀市が二億四千万円。前年に比べた給水量はこの四割、全事業者の各月で下回っており、四一八月の合計で五・四%減っている。各事業者は、節水意識が広がった背景として春先と七月の給水制限に加え、利根川水系など首都圏の水不足が報じられてきた点を指摘。一企業の節水努力のほかに、家庭でこまめに水を止めるようになった」といふ。また、八月後半に暑さが和らいだことも水需要が減った理由にあげている。また、節水傾向について

「他県の例では、水不足の節水意識の浸透で県内の水需要が落ち込んでいるが、来年度からの新総合計画に盛り込む必要の予測を測している県水資源対策室は十日までに、「予測は一九九四年度までの実績をもとにし、今回の需要減は要素に入れない」との姿勢を明らかにした。総合計画の水需要予測は、ダム建設などの必要性を主張する資料として使われてきたが、実績は予測を大きく下回り続けている。このため今回の対応について「予測は余裕を持たせず、逆に積極的節水政策を進めるべきだ」と

## 見込み違い続く需要予測

「今回の需要減は、節水しても生活できることの証明だ」と指摘。さらに、九二年の国連環境開発会議（地球サミット）の成果を受けて、九三年に県や各団体の代表者などで定められた「アジェンダ21」が、行動原則の一つに節水努力を掲げている点に触れ、「県は料金収入が減るのを恐れ、具体的な節水対策をとらずに開発の論理ばかり優先させてきた。節水こそ、一番安上がりな水源開発だ」と話している。

（渡辺 知二）



## 35年ぶり発見

相模川に建設中の取水施設・相模大堰（厚木市岡田）周辺で、希少種の昆虫「ヒラタホソアリモドキ」が見つかった。県内では一九八一年に平塚市で生息が確認されて以来、三十五年ぶりの発見。

### 相模大堰計画地

「ヒラタホソアリモドキ」は、甲虫類で体長一センチ、似て体はへん平。海岸や河原の石の下に生息している。自然保護団体の「相模川キャンパインシンポシウム」(岡田一慶代表)などのメンバーでつくる市民グループが先月二十五日、相模川右岸の河原で生物の生息状況を確認して見つけた。

### 相模大堰付近

県内広域水道企業団が相模川に建設中の取水施設・相模大堰（厚木市岡田）周辺で、希少種の昆虫「ヒラタホソアリモドキ」が見つかった。県内では一九八一年に平塚市で生息が確認されて以来、三十五年ぶりの発見。

## 希少種など昆虫4種発見

### 市民レベル調査で確認

「市民レベル」の調査で、相模川右岸の河原で生物の生息状況を確認して見つけた。この結果、大堰の建設現場は相模川河原で対象となっていた中流域では最も自然環境が良好な区域。大堰の建設は、左岸の堤防除けなど減少種8種の計13種を確保したと見られるが、今回新たに発見された4種は、抜け落ちていた。

岡田一慶代表は「調査は県内では初めて。水質とされる研究者が調査して昨年発見された。岡田代表は「市民レベル」の調査で、4種が見つかった。企業団は工事中断して再度調査。専門家の手で調査で希少種の生息が図れるように効果的な対策を取るべきだ。極

## ☆希少昆虫☆ヒラタホソアリモドキ

96-9-22(日) は、甲虫類で体長一センチ、似て体はへん平。海岸や河原の石の下に生息している。自然保護団体の「相模川キャンパインシンポシウム」(岡田一慶代表)などのメンバーでつくる市民グループが先月二十五日、相模川右岸の河原で生物の生息状況を確認して見つけた。

相模大堰建設地の生息状況と比較するため、下流の寒川取水堰付近で底生生物を調査。メンバー4月7日写真



許可なしで少年を新聞紙と見せしめて紹介。労働大臣の許可なく少年3人を新聞紙と見せしめて紹介した。などとして県警少年課と小田原地区暴力団排除対策推進本部(本部長・天野正浩)小田原署のなどは26日まで

# 「治水・利水根拠なし」



足羽川ダム計画について住民から反対意見を聞いた第6回建設事業審議委員会

意見発表者は六月の意見を聞く会に発言した足羽川ダム阻止全国地権者同盟代表、福井市文京一、酒井興郎さん(左)▽美山町住民福祉連盟事務長、同町折立、小森正義さん(右)▽福井市議、同市加茂河原三

## 足羽川ダム審議委

# 即刻計画撤回を 再聴取 反対住民ら訴え

建設省の足羽川ダム建設事業審議委員会(委員長・神野博福井大学長)の第六回委員会は五日、福井市内のホテルで開かれ、建設計画に反対の五人と関連二人の六人から意見を聞いた。同省が主張する治水・利水の根拠は過大なデータによるものなど指摘、ダムは全く不必要で「即刻、計画を撤回すべき」と訴えた。

西村高治さん(左)▽池田町成同盟会長、同町横越、小田中守人さん(右)▽小田中さんの関連同期成同盟会責任者部員、同町西河原、清水正一さん(右)。

## 強固な意思 揺るがず 美山町 2団体

足羽川ダム計画に対する二度目の意見再聴取では、地元美山町から参加した二団体が強固な反対の意思を示した。「ダムを建てるかどうかは私たちの手の中にある」「計り知れない不安の元凶を断ち、一日も早い撤回を」と、計画に対する憤りや古里を失う水没住民の声を審議委員に投げかけた。「美山方式」と呼ばれる共有地運動などで強固な反

対運動を展開する町ダム反対期成同盟会は、特別に二時間枠で参加。小田中守人会長は、審議委員でかつ町反対同盟会員だった藤田海三美山町長に対して「政治生命をかけて必要性のないことを論じてもらいたい。昨年、現地視察で同町を訪れた神野博委員長には「会員と語り合っことを心から要請する」と静かながらき然とした口調で再度の現地訪問を求めた。栗田知事(西川副知事が代理出席)や酒井福井市長には「本当にダムが県や福井市のためになると思っているのか」と呼び掛けた。二十一年余にわたる反対闘争を続け、七十七歳の高齢ながら「ダム計画は私たち自らが決める」と闘志をみせた。町住民福祉連盟の小森正義事務長も開口一番「文句なしに反対。計画撤回を」と切り出した。反対の立場を取りながらも、建設省の

美山町では、三住民団体のうち二団体までがかたくなな反対を審議委員会に対して表明した。全国では十三審議委員会のうち、四カ所が計画推進、二カ所が一時的凍結、一カ所が計画撤回の結論を出している。足羽川ダム計画をどう評価し、判断するか。美山町会の反対決議も継続しており、地元の反対運動は揺るぎをみせていない。町ダム反対期成同盟会は六月に続いて、反対理由と決意書明文を審議委員に提出した。

酒井さんは洪水調節機能について、水資源開発問題全国連絡会などの解析結果を基に「建設省の基本高水流量はあまりにも過大で、五十年に一回の確率では起り得ない洪水を想定している」と言わざるを得ない。実際の数字を解析すると、ダムがなくても洪水は起きない」と指摘、給水需要も過大に見積もり、建設する根拠がないことを強調した。小森さんは「美山町はダム振興策がなくてもいろんな施策が進んでおり、今のままでも十分やってくる。恵まれた自然を守っ

ていく義務があり、ダム建設は認められない」と訴えた。西村さんは「巨大公共事業は国の財政面からも見直しの時代に入っている。足羽川の場合も治水は河川改修などで十分。むしろダムによる自然、環境破壊を心配すべき」とした。山内さんは反対派に対する建設省などの「いじめ」的な体質を指摘し「共有地買収への同意はあり得ない」と述べた。小田中さんは「このダムを許せば第二、第三の建設計画が出てくる。絶対に許さない」と主張。清水さん

は「委員は千人水没計画を審議していることを念頭に、良識ある判断をしてほしい。美山町の七軒近い住民が反対している中、両論併記などと逃げないで」と注文をつけた。委員会の後、会見した神野委員長は「今後は聴取した意見を基に委員会からの結論をまとめる作業に入りたい」とし、今回は十二月十八日を予定。これまでの発言で出された疑問などについては建設省側が回答を用意し、一般にも縦覧できるようにするとしている。

# 徳山ダム 水利権 名古屋市、半分返上へ

## 「開発過大、負担重い」 需要予測修正「水余り」

徳山ダム(岐阜県藤橋村)の建設計画で、名古屋市の西尾武喜市長は、将来の水需要予測に比べ開発水量が過大で費用負担が重すぎるとして、市の水利権毎秒六リットルのうち、半分程度を国に返上する意向を固めた。同ダム事業には、岐阜、愛知両県も水利権者として加わっているが、開発水量が過大と事業参加者が認めるのは初めて。「徳山ダム建設事業審議委員会」で来月にも正式に表明する。高度成長期に計画されたダム計画が、水需要の鈍化に直面して必要性が問われる中、最大の水利自治体が一部とはいえ返上を表明する意味は大きく、今後のダムを巡る議論にも影響を与えそうだ。

(26面に解説)

返上分については、治水の一部の「渇水対策容量」に振り替える案が有力視されている。振替えが実現

すると、主として国費で賄うことになるが、一部は治水事業分を負担する揖斐川沿いの岐阜県と三重県の負担増につながる可能性がある。両県の反発も予想される。

市は、徳山ダム事業で開発する毎秒十五リットルのうち、五リットル水道と一リットル工業用水の水利権を設定する最大の水利権者だ。ダムの事業費約二千五百四十億円(一九八五年度積算)のうち約

三百四十三億円を負担することになっている。完成後は、同ダム事業だけで、年間二十六億円の償還が二十三年間続き、水道事業会計を圧迫する。水道局が昨年度独自に水需要を予測し直したところ、ダムの水が必要になるのは早くても二〇一三年度となった。

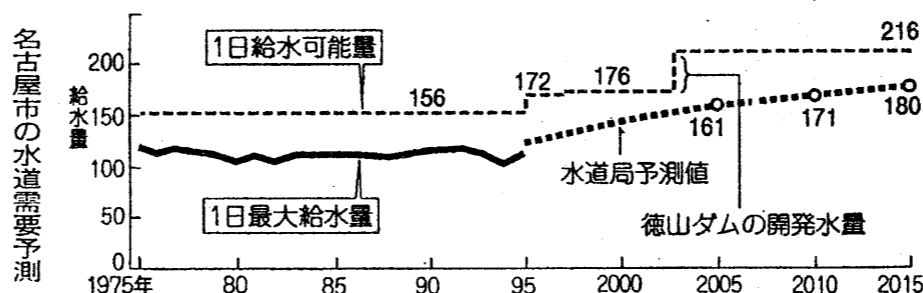
徳山ダムの水利権は、七一年の水道事業計画に基づいて決定され、いまは、二〇〇〇年度の人口二百四十万人、一日最大給水量百六十万リットルという新基本計画が根拠だ。だが、人口は現在二百五十万人前後で横ばい。水道局は昨年度、二〇〇〇年度の最大給水量は多くても百五十万リットル程度と試算した。

同省によると、東海地方のダムの水の大半は水利権者が特定されており、水利権

他のダム事業では、一部の例外を除き、渇水対策容量は治水事業とされ、治水の経験から同省は、「渇水対策容量の拡大が必要」としている。

徳山ダム一九七六年に国が事業認可し、水資源開発公団が開発中。用地買収が遅れ、本体は未着工だ。総事業費二千五百四十億円(八五年度積算)のうち、すでに約千三百億円を投じた。治水水利、発電が目的

建設に反対していく」と、反対姿勢を崩していない。地建はこの日の説明で「治水効果を上げるには河口堰が最も安上がり」とする試算を示した。しかし、水需要の伸びが鈍化する中、費用の全体像が明らかになったことで、治水についても、他に方法がないのかなど、長良川河口堰同様と問われてきた。



名古屋市の水道需要予測

### 川作矢 堰事業費、900億円に 建設省が試算 20年前の3.4倍

愛知県西尾市と豊南市境に計画されている川作矢堰(せき)の建設事業費、建設省が二十八日、名古屋市内で開かれ、建設省中部地方建設局長の全体事業費の必要額を示した。これまで長年放置され、格別不都合がなかったのに、建設省が今更事業の必要額をぶっつけても、財力に欠ける。せきが、いったん事業を始める、絶対にやめられない状態に陥った。審議委員会も事業中止をいったん打ち出したうえで、再検討すべきではないか。

事業の必要額なのか、室井力名古屋大学名誉教授(行政法)の話、消費税も上げなければいけない財政困難は今、はく大な金を投じて、事業をなすも必要があるのかどうか。これまで長年放置され、格別不都合がなかったのに、建設省が今更事業の必要額をぶっつけても、財力に欠ける。せきが、いったん事業を始める、絶対にやめられない状態に陥った。審議委員会も事業中止をいったん打ち出したうえで、再検討すべきではないか。

この日の審議委員会で中部地建は、「堰の治水事業分の費用が三百二十億円に達した」という形で、事業費の試算結果を示した。治水は全体事業費の五七・二%とされており、逆算すると、事業全体では約九百九十四億円になる。

同河川堰は、七七年に基本計画を立てた。これまでにすでに約二百億円を投じ、堤防強化や、漁民対策の代替無償調査などに金をつぎ込んでいく。しかし、



# 公聴会の意見を退け

# 審議中も工事続行

## 住民、不信感募らす

宇奈月ダム審議委員会

公聴会の意見をタナ上げして建設続行へ——黒部川に建設中の宇奈月ダムの建設見直しなどを協議する同ダム審議委員会（柳田友道会長）が二日、黒部市北新のプレス房で開かれ、二月の公聴会で相次いだ「委員会議決中の建設凍結」を求める意見を退け、委員会開催中も工事を続行していくことを決めた。同委員会は元々、環境問題の高まりなどから、建設省が全国のダム建設で地元の見解を聞くために設けたものだが、地元関係者の間から、「これでは何のための委員会なのか。住民無視だ」との声が上がり、審議会への不信感を募らせている。

この日の第三回委員会 問題の「委員会の意見が」と述べて、荻野幸和・黒部市長、中谷延之・宇奈月町長も「今さら中止はありえない」との見解を示した。中沖知事の代理、新原副知事は「県としても治水

## 審議委の客観・中立性に疑問

解説「皆様の意見をできる限り広くうかがう。」同委員会が公聴会の公示に際して用いた一文である。この日の委員会は、意見は聞いたが、聞くだけにとどまり、納得がいく説明も議論もないまま、意見集約した形だ。「始めに建設ありき」の印象が強い。委員会という以上、様々な利害関係者が加入して、議論をたたくかわせてこそ、客観的、中立的と言えるが、建設中断を求めた公聴会の意見を支持する委員がない委員会の構成自体も大きな問題である。地元には、昨年の大集中豪雨でさえ、ほんらんもなかったのに、なぜ建設を、という声や空気は強い。本

# 市民団体は猛反発

## 「非公開で審議3回」

すでに着工された吉田ダムに中国地方建設局長の諮問機関「建設事業審議委員会」が十日に出した結論は「継続」だった。ダムは「治水・利水効果のうそ」や地震、地滑りの危険、環境破壊などを訴えて、なほも反対を続ける市民団体は「非公開のうえ、わずか三回の審議で出した結果は結論ではない」と強く反発。地元奥津町の水没予定地の地主になる抵抗などは、今後も根強く続ける方針だ。

審議委の後、県政最大の課題として進めてきた委員の一人、長野土郎知事は「二つの節目だ。まあまあの内容」と話した。三十七

種が二十五種に上るため「環境への影響は慎重かつ十分に検討されなければならぬ」との見解を示した。



吉田ダム建設事業審議委員会の小坂二度見委員長（右）に傍聴を求める建設反対の市民グループ＝岡山市内のホテルで

「公聴会の意見を認めないのか」という質問には「認めない」と突っぱねた。公聴会で「ダムは必要ない」との意見を述べた日本黒部学会員の霜野久一さん（左）は黒部市在住は「何のための審議委員会か。住民の意思も何もない。お粗末極まりない内容に憤りを感じる」と話している。

朝日 1996年(平成8年)6月13日

## 審議委 「推進答申」に抗議

## やり直し求める

吉田ダム建設を再評価するため設けられた建設省の「吉田ダム建設事業審議委員会」が「推進」の意見を十日に答申したのに対し、建設反対の三市民団体は十二日、答申を取り消し、建設の是非を含めて審議をやり直すよう求めた「抗議声明」を各委員あてに出した。答申は水害防止や濁水対策などから吉田ダムの必要性を認めた。市民団体が要求する事業の中止や建設の是非論について審議委は、国道付けかえなど、ダム建設を前提とした整備が進んでいる三十数年に及ぶ論議を経てのことなどを理由に、「社会的に容認されず、不必要」と判断した。抗議声明を出した「ストップ・ザ・吉田ダム」の会

「抗議声明を出した「ストップ・ザ・吉田ダム」の会」

# 苦田ダム審議委員会が2回目会合 次回にも「推進」結論か



苦田ダム建設事業審議委員会の公開などを求めて、中国地方建設局側と押し問答する建設反対の市民団体のメンバー（左側）＝岡山市内のホテルで

朝日 96.5.31

## 「論議尽くさされた」

### 小坂委員長 公聴会開催を否定

苦田ダム（苦田郡奥津町）事業の見直しを含め客観・総合的に再評価することを目的とした、中国地方建設局長の諮問機関「苦田ダム建設事業審議委員会」（委員長、小坂二度見・岡山大学長、十二人）の二回目の会合が三十日、岡山市内のホテルで開かれた。「すでに論議が尽くされ、建設に入っている」などとして、早ければ次回にも「推進」の結論を出す方向になった。反対の市民団体が会合の公開を求めて会場入り口付近に詰めかけ、中国地方建設局などの職員と押し問答する一幕もあった。

### 反対 地建職員と押し問答

会合では、建設局側が苦田ダムの目的や計画概要を改めて説明。また、ダムの疑問点や弊害について、市民団体から寄せられている質問への答えを示し、全体的に「問題ない」と強調した。水没地区で未同意の地元地権者が、戸になったことも報告された。委員からは「今さら中止になつては、すでに結ばれている協定などがどうなるのか不安で、大変困る。早く結論を」と、事業継続を望む声が出た。これを受け、小坂委員長は「次回、委員のみなさんの意見がまとまれば、委員会として見解を出したい」と話した。

## 水質懸念の声も

### 高梁川 審議委は初会合

高梁川水系の小田川（左岸・倉敷市、右岸・浅口郡船穂町）を付け替え、新たに堰（せき）を設けるなどして、治水や利水を図る「高梁川総合開発事業」の審議委員会の初会合が三十日、岡山市内のホテルで開かれた。学識経験者や関係市町の

## 中海干拓

朝日 1996.2.9

島根、鳥取両県にまたがる中海の干拓再開を島根県が農水省に申し入れ、干拓中止を求める住民団体と対立を深めている。中海干拓は「コメ増産」を旗印に三十三年前に始まった。しかし、コメ余りに伴う生産調整（減反）の中で、干拓地の農業用水をまかなう目的の淡水化事業が一九八八年、凍結された。計画した五工区のうち四工区は完成したものの、最大の本庄工区は工事が中断している。干拓事業は、中海をはじめ、完成後二十年以上も放置されている木曾岬（愛知、三重）、住民が中止を求めて訴訟を起こした諫早湾（長崎）、事業を休止している羊角湾（熊本）の四カ所。いずれも、農地利用のめどが立たないなどの問題を抱えている。完成した干拓地でも、農地が荒れ残ったり、耕作放棄地が出たりしている。一見、「玉虫色」の判断に見えるが、これまでよくあった事業遂行を前提とした調査とは異なる。概算要求に先立って、与党三党が調査の目的、手法などに厳格な条件をつけたうえで、学識経験者らでつくる検討委員会が結論を出すことを合意文書で確認し合ったのである。調査項目は水質や生態系、営農計画など七項目。その結果を受けて検討委は「干拓せずに漁業振興を図る場合」と「干拓した場合」の投資効果や地域振興策などを比較、検討して結論を出す。

### 学識経験者らの検討委が是非判断へ

## 「公開性」へ一歩前進

これに対し、会合終了後、記者会見した小坂委員長は「今さら干拓建設の是非を議論するつもりはない。感情的で、反対のための反対は受け入れられない」と、公聴会などを開く考えのないことを明言。この日の申入書にも回答せず、一般公開も「報道機関への公開で十分」とした。また「私も当初は個人的に、この委員会は意味がないと思った。しかし、専門家からも意見を聞いて勉強し、責任ある見解を出さう」と思っている」と述べた。

中海は、海水と淡水がまじりあう汽水湖で、川でつながる宍道湖特産のシジミはこの汽水の恵みである。その自然環境に影響を与えかねない干拓。減反が進む中で「なぜ」という疑問は当然だ。実際、各地で戦後進められた干拓もコメ余りの中で行き詰まっている。現在、農水省が継続中の干拓への批判が強まる中で、工事再開か、中止か。

山岸達雄（松江支局）

### 吉野川第十堰アンケート最終結果

反対  
73.7%



賛成  
7%

## 環境悪化 論点くっきり 「治水」と「利水」

【反対73.7%、賛成7%】。吉野川第十堰(寺崎)の建設問題について、県民の賛否をたじた「ダム・堰にみんなの意見を反映させる県民の会」(代表世話人・中嶋信徳助大教授)のアンケート最終結果は、可動堰計画反対が圧倒的多数を占めた。反対理由の第一位は「環境悪化」、賛成理由は「治水」と、賛否の論点が明らかになった。また、回答に記された多くの意見は、第十堰問題に対する県民の海として注目される。

### 情報公開は不十分

アンケートは、七月から街頭での記入やほかで実施。約四千枚を配り、今月初めまでに、千四百七十六人から回答があった。結果、計画に「賛成」百四十四人、「反対」千八百八十八人(「わからぬ」二百六十七人)無効二百二十四。今月初めに公表した中間速報の数値とほぼ同じだった。また、自由に意見を書いてもらうようにしたところ、四百三十三人から回答が寄せられた。賛成のうち、理由として「治水」を選んだのは六割。「堤防が破壊するのは困る」(三十歳代男性)、「一番大切なのは、やはり人命であり、災害から守られるような政策が大望」(三十歳代女性)。「利水」や「活性化」をあげる人も多かった。「日常生活に、工場や農業に、水はなくてはならない資源」(五十歳代男性)、「もうひとつ橋ができればどんなに便利になるか」(三十歳代男性)。

### 大切なのはやはり命 暮らし自然に沿って

一方、反対意見の中で、その理由に「環境」を選んだ人は九百三十一人。「自然の中で暮らしが成り立つのだから、自然に沿ったあり方が一番」(五十歳代女性)。「治水」を選んだのは、良川を見ても明らか。魚介類の死滅の川になっという「(五十歳代男性)」。建設者は環境にほとんど変化はなかったと言いつつ、不快感を持つ「(三十歳代男性)」。中嶋代表世話人は「反対理由にこれだけの人が環境をあげたことに、新しい市民意識の高まりを感じる。また、情報の少なさを感じている市民の声を、建設者など関係者は受けとめてほしい」と話している。

### 情報公開は不十分

アンケートは、七月から街頭での記入やほかで実施。約四千枚を配り、今月初めまでに、千四百七十六人から回答があった。結果、計画に「賛成」百四十四人、「反対」千八百八十八人(「わからぬ」二百六十七人)無効二百二十四。今月初めに公表した中間速報の数値とほぼ同じだった。また、自由に意見を書いてもらうようにしたところ、四百三十三人から回答が寄せられた。賛成のうち、理由として「治水」を選んだのは六割。「堤防が破壊するのは困る」(三十歳代男性)、「一番大切なのは、やはり人命であり、災害から守られるような政策が大望」(三十歳代女性)。「利水」や「活性化」をあげる人も多かった。「日常生活に、工場や農業に、水はなくてはならない資源」(五十歳代男性)、「もうひとつ橋ができればどんなに便利になるか」(三十歳代男性)。「建設者は環境にほとんど変化はなかったと言いつつ、不快感を持つ」(三十歳代男性)。「中嶋代表世話人は「反対理由にこれだけの人が環境をあげたことに、新しい市民意識の高まりを感じる。また、情報の少なさを感じている市民の声を、建設者など関係者は受けとめてほしい」と話している。

### 第十堰改築問題をめぐり最近の議論

1993年7月	「吉野川シンポジウム実行委員会」発足
95年7月	「ダム・堰にみよなるの意見」を反映させる
10月	「吉野川第十堰建設事業審議委員会」初会合。非公開
11月	吉野川フォーラム『河口堰の水を考える』(吉野川シンポジウム主催)開催。初めて建設省出席
11月	第十堰審議委員の第2回会合。非公開。次回から一般公開を決定
96年1月	私たちが吉野川・第十堰を考える(県民の集い)開催。建設省出席
2月	第十堰審議委員の第3回会合。抽選で10人に限り一般公開
3月	吉野川フォーラム『第十堰と治水のあり方』(吉野川シンポジウム主催)開催。建設省出席

この日は、固定堰(現在の第十堰)により上流側の水位が高くなる「せき上げ」などの治水問題がテーマ。建設省は「固定堰を撤去し可動堰に改築すること」が治水対策として最も優れた方法と主張。市民団体は「可動堰以外の代替案をどこまで検討するか」が議論の核心部分であるせき上げも、その一つ。百五十年

## 第十堰改築の行方

三月二十四日、徳島市の県郷土文化会館で開かれた吉野川フォーラム(吉野川シンポジウム実行委員会主催)には、約三百五十人の市民が集まった。パネリストには建設省、市民団体代表のほか大学教授、弁護士らが顔をそろえた。

吉野川の第十堰(せき)改築をめぐる建設省と市民団体の論議が、新たな段階を迎えている。これまで対立関係だけが際立っていた両者が、半年ほど前から市民団体主催のシンポジウムに建設省が出席し、公開の場で可動堰の是非を論じている。その回数も三月二十四日の「吉野川フォーラム」で三回目。この日は建設省の担当者、市民団体代表らが治水をテーマに議論を重ねた。このような試みは他県でもあまり見られず、その行方は全国的にも注目を集めている。今後、公共事業を進めていくうえで、行政と住民の間に「徳島方式」ともいえる新たな関係を築くことができたらどうか。

(編集委員・植田和俊)

# 公開討論で是非問う

## 行政と住民に新たな関係

### 徳島方式に全国的な関心

討した。可動堰の根拠は「治水」を掲げ掛ける。建設省が、堰改築に批判的な市民団体主催のフォーラムに初めて出たのが昨年十一月。二回

十二月上旬と試算している。ところが、この計算値と実際の過去の洪水痕跡を比べると、数十センチほどの誤差があり、フォーラムでもこれをどう考えるかが議論となった。

市民団体は誤差の出る計算方法に疑問を持っており「安全基準線の四十二センチメートルも、誤差の範囲に収まるのではない」と指摘する。一方、建設省は「計算方法は一定の精度を確保している」とし、四十二センチメートル計画高水位を上回るとは大変危険などとして説明する。

治水論議は難しい。市民にとってなじみのない専門用語、数字が頻りに出てくる。問題が核

までの市民団体の地道な努力で徐々に共有する情報が増え、ようやく同じ土俵で議論できるようになったといえる。

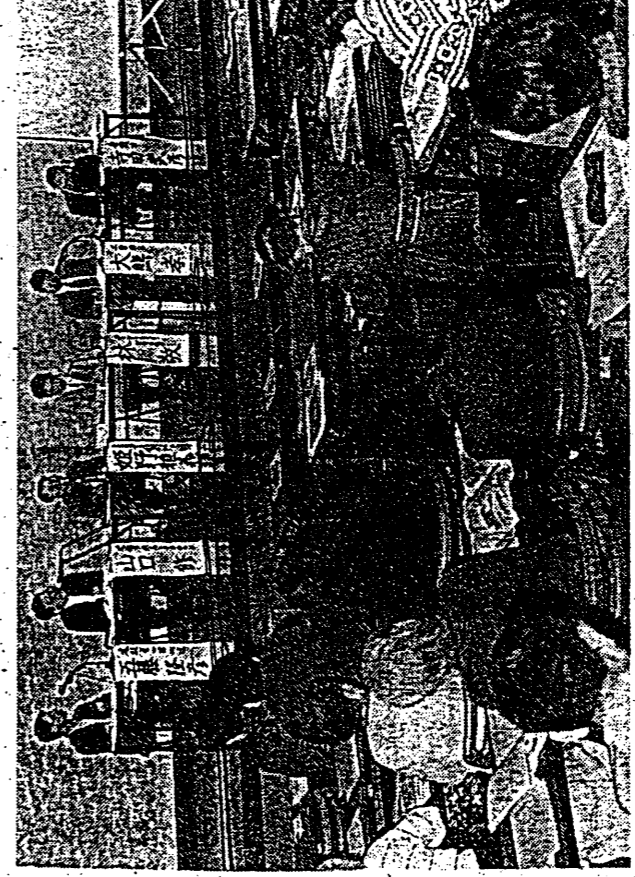
建設省のシンポジウム出席とともに、画期的な変化として挙げられるのが「吉野川第十堰建設事業審議委員会」(委員長・添田篤徳島文理大学長、十委員)の一般公開。

全国十カ所のダム・堰事業が適正かどうかを審議するため、建設省が発足させた機関で、県民世論の高まりもあって昨年十一月、十人に限り市民の傍聴が認められた。事業費約一千億円と言われ、その是非が問われて

心近くほど難解な議論は避けられない。河川行政が住民から遊離していった一因も、ここにある。

### 傍聴の場を確保

建設省への情報集中、遅々として進まない情報公開も大きな要因だ。第十堰の場合も、これ



「せき上げ」を中心とした治水問題を議論した吉野川フォーラム＝3月24日、県郷土文化会館

いる大規模プロジェクトが、どのような審議を経て決定されるのか。その過程を、住民が直接確認できる場が確保された意義は大きい。

建設省徳島工事事務所の出口修所長は「審議委の一般公開でわれわれのシンポジウムへの出席は関係ない。シンポのような場で、県民に話を聞いてもらうことに意義がある」と考えており、今後でもできる限り出席したいと話す。

半年前まで市民団体の出席要請を断ってきた状況を考える

### 相互不信の解消

現在行われているような論議の進め方に、批判的な人々もいる。「議論をして良い方向に向かうのならいいが、全く歩み寄りのない今のやり方には賛同できない」と言うのは阿波郷土会の実業家副会長。一吉野川沿岸近くの徳島市国府町に住んでいるが、治水安全度を高めるのは地域住民の悲願。万全の治水対策を議論の出発点にすべきだ。

と建設省も変わりつつあるのは確か。吉野川シンポジウムの姫野雅義代表世話人は「やっとならぬまで来たという感じ。建設省は変わったと思うし、変わっていないとも思う。今も一々には要求しない」と出さないし肝心なものは出し続ける」と言う。

この代替案よりも可動堰がいいのは明らか。一日も早く着工してほしい」と回を重ねる建設省と市民団体の論議に、両方を隠さない。

パネリストを務めた日弁連・公益対策環境保全委員会の寺田武彦前委員長はこのようなシンポジウムは本来、事業主体の国がすべきこと。しかし、現状は住民が一生懸命やらざるを得ない」と指摘。議論が確実に行政に反映される、法的な裏付けのあるシステム確立の必要性を強調する。

この数年、日本各地の河川で広く行われている「近自然工法」の先進地であるスエズドインは、河川行政に住民参加のシステムが組み込まれている点でも進んでいる。

昨年十月、スエズなどの河川行政の現状を視察した財団法人・日本生業協会会長、藤村圭市さん(西ノ三好郡三加茂町)も「州の自治権が非常に強いなど日本とは制度上で異なる部分も多いが、計画の初期段階から行政が関係住民に積極的に情報を提供する形ができていて、住民は行政をしっかり監視しているが、そのぶん住民も自分たちの責任を強く自覚している」と学ぶべき点の多い仕組みに注目する。

フォーラムのあと、寺田氏は「行政と住民の間にある強い相互不信を乗り越えないと、欧米のようにはならない。そこからすべてが始まる」と語った。賢者の渦巻く第十堰改築問題は、単に堰の行方だけでなく「住民参加の行政」の在り方を問う場となっている。

96.10.28

【三重県津市】

第4章 住民の反乱

(4)



■ ■ ■  
**国土保全の視点**  
岐阜県の東部、山田の南側に広がる大垣市。大垣は、その中心を流れる郡川と二十年前をさぐる建設計画にめぐらされた、いまだに計画の影を帯びてきた。大垣市は、この計画をめぐって、住民の反乱が起きている。大垣市は、この計画をめぐって、住民の反乱が起きている。大垣市は、この計画をめぐって、住民の反乱が起きている。



国と県との対立を激しめ、地域の立場を考慮し、と主張する「国」の「国土保全」が、各地に立ち上っている。大垣市の計画は、郡川と二十年前をさぐる建設計画にめぐらされた、いまだに計画の影を帯びてきた。大垣市は、この計画をめぐって、住民の反乱が起きている。

建設が計画している郡川内(ほとんども)は、大垣市に属する。この計画は、大垣市に属する。この計画は、大垣市に属する。

関の真実、自問の真実

ダム・産廃待った



ダム建設反対の仲間に立ち、国・県に反対する郡川村長(岐阜県大垣市)

〈決意〉

地元の同意流れに

「地元の同意」が、大垣市に広がっている。大垣市は、この計画をめぐって、住民の反乱が起きている。大垣市は、この計画をめぐって、住民の反乱が起きている。大垣市は、この計画をめぐって、住民の反乱が起きている。

「地元の同意」が、大垣市に広がっている。大垣市は、この計画をめぐって、住民の反乱が起きている。大垣市は、この計画をめぐって、住民の反乱が起きている。大垣市は、この計画をめぐって、住民の反乱が起きている。

「地元の同意」が、大垣市に広がっている。大垣市は、この計画をめぐって、住民の反乱が起きている。大垣市は、この計画をめぐって、住民の反乱が起きている。大垣市は、この計画をめぐって、住民の反乱が起きている。

# ダムを拒む

下  
企画報道室  
岡村 健

一九九四年十二月、村議会で二つの条例が可決された。「木頭村ふるさとの緑と清流を守る環境基本条例」と「木頭村ダム建設阻止条例」である。条例によってダム建設を阻止できないか、と考えた藤田恵村長(左)が、大阪弁護士会の井口博弁護士(右)の協力を得て、作り上げたものだ。

一九九四年十二月、村議会で二つの条例が可決された。「木頭村ふるさとの緑と清流を守る環境基本条例」と「木頭村ダム建設阻止条例」である。条例によってダム建設を阻止できないか、と考えた藤田恵村長(左)が、大阪弁護士会の井口博弁護士(右)の協力を得て、作り上げたものだ。

## 官僚の圧力に条例で対抗

### 住民の自治権

「反対のための反対に陥らないよう、国の治水、利水目的に代替案を示すことを盛り込んでいる。」

計画を具体化しつつある中、建設への動きは続く。九四年八月、阿南市、那賀川町など下流、市二町が建設促進期成同盟会を発足させた。二年前の四市町議会の促進決議を受けたものだ。決議の文面はほぼ同じ。水の安定供給や洪水への不安を訴えた内容だ。建設の論理を側面から支え、反対自治体を孤立化させる役割を果たしている。国や県は、反対自治体の切り崩しに、様々な圧力をかける。例えば、国や県の補助金が大きな比重を占める市町村財政の仕組みの中で、補助事業をストップさせる。このように国の施策に従わない自治体の首を締め上げるやり方は、関係者の間で「行政圧迫」と呼ばれている。岡山県の吉田ダムの例を引く。地元の旧吉田村の村議会は、ダム計画が明らかになった五七年、ダム反対を議決して反対の旗を掲げ、合併後の奥津町に引き継がれた。しかし九四年八月、条例は廃止され、千四百余戸の地域振興計画を受け入れた。三十七年後の屈辱に大きな役割を果たしたのが行政圧迫だった。まず町営事業の起債が引き延ばされる。国庫補助事業の承認が放置される。やがてダムを組み込んだ県の地域振興計画が出来上がると、町がそれを拒否していることを理由に補助事業が凍結される。こうしてダム反対を掲げて当選した町長三人が、三年半の間に次々と任期途中で辞任に追い込まれたのである。行政圧迫の前触れは木頭村でも始まっている。九五年には、例年なら五、六月にある復旧治山工事や国道の側溝工事の入札の多くが、年末にずれ込み、業者がきりきり舞いした。村が積算した今年度の土木、林務、耕地の工事前算総額が、九五年度の二十二余億円から十六余億円に落ち込んだ。



シンポジウム等審議

「ダム反対の理由は」と問われると、村長は、いつもこんなふうに答える。「高さが百メートルもある巨大ダムが中心部に出来れば、村は物理的にも崩壊します」。洪水防止や水の確保など、公共のために村も我慢しなくてはならないのではないかと、三十年も前に、高野成長を前提にはじいた水需要は、すでに根拠を失っている。環境上の配慮もなく、代替案も考えない時代の計画が、「国の計画だから」と、続けられるのはおかしい。それでも、必要なダムもあるでしょう。「反対があっても進めなくてはならないものはある。でも、その手続きが公正でなくてはなりません。非常におかしいのは、河川法も特定多目的ダム法も『知事の意見を聴く』という、市町村には参加も拒否も保障されていない。住民自治の権利が無視された法体系になっているんです」

### にゆうすらうんじ

ダム審議委員会 建設省が昨年六月、ダム事業の新評価システムとして設置した。地方建設局長の私的諮問機関で、メンバーは知事と議長、半職経験者などで構成する。現在、十三の事業が審議対象で、新規事業は、すべて対象となる。住民組織でつくる水源開発問題全国連絡会が、これより前に第三者によるチェックを求めた一見直し機関だ。

96.10.30 読花 (第三種郵便物認可)

# 豆乳アイス、おからケーキ生産

## 売り上げ月200万円目標

木頭村

### 木頭村

## 「ダム抜き振興策」の柱

「高さが百メートルもある巨大ダムが中心部に出来れば、村は物理的にも崩壊します」。洪水防止や水の確保など、公共のために村も我慢しなくてはならないのではないかと、三十年も前に、高野成長を前提にはじいた水需要は、すでに根拠を失っている。環境上の配慮もなく、代替案も考えない時代の計画が、「国の計画だから」と、続けられるのはおかしい。それでも、必要なダムもあるでしょう。「反対があっても進めなくてはならないものはある。でも、その手続きが公正でなくてはなりません。非常におかしいのは、河川法も特定多目的ダム法も『知事の意見を聴く』という、市町村には参加も拒否も保障されていない。住民自治の権利が無視された法体系になっているんです」

このように連日の猛暑で「一般の都市地域」では水需要が一年で最も大きくなる時期を迎えている。あえて「一般の都市地域」で……と限定したのは、水需要には地域差があることをまず押さえておきたいからである。たしかに家庭生活用水が最大需要量を記録するのは暑い夏場である。しかし、家庭生活用水のほか都市活動用水を含む全体としての上水道の給水量がピークを記録するのは地域によって異なる。

例えば有明海のノリの加工用に大きな水量を必要とする佐賀県の諸富町、川副町、東与賀町などでは、上水道の給水量がピークを記録するのは、ほぼ毎年十一月の上旬である。多くの地方都市や農村では、ピークは大晦日や正月である。各地の上水道用水の確保は、こうした地域の水需要の特性と地域の水資源の条件を考慮してすすめられてきた。

ところが日本経済の高度成長期以降、地域の個性と条件を無視して、大規模なダムや用水路の建設による大型水資源開発がすすむ。広域水道事業に各地の小水道事業が統合されてきた。大規模開発を推進する理由は、水需要の増大に対応して、安定した水資源確保と漏水対策の充実が必要だためだと説かれてきた。はたして本当

十五日におよんだ。

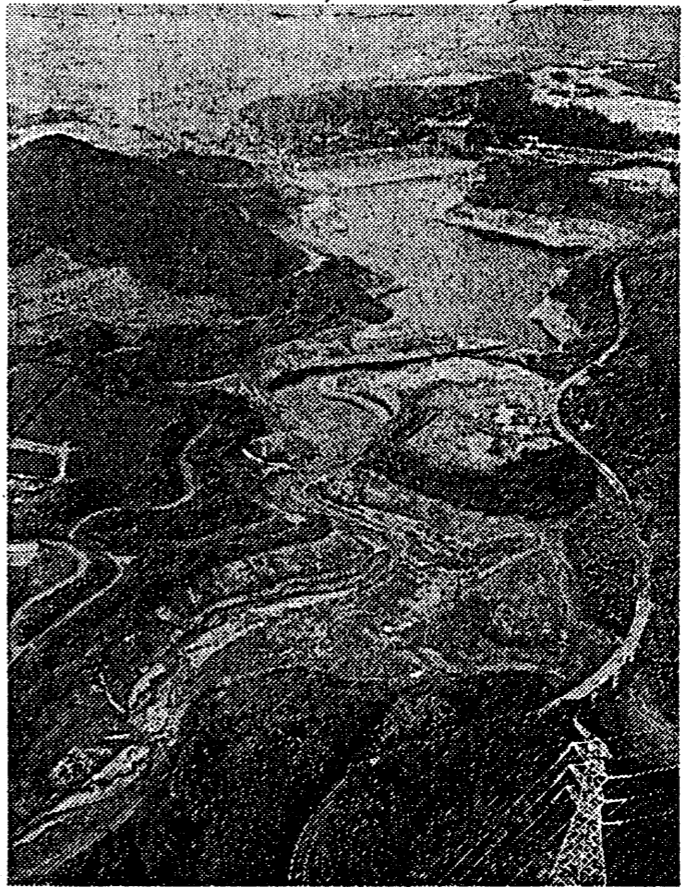
しかし、ここで問題にしたいのは、福岡市の漏水状況ではなく、七八年湯水では有り得なかった事態が、九四年湯水において筑後川流域の佐賀県東部地域で起きたことである。諸富町、神埼町、東青

業団に加わり、地域の自己水源を放棄したためである。

佐賀県東部水道企業団の水源地は、筑後川上流の江川・寺内ダムにある。二つのダムは集水面積とダム容量にそれぞれ特徴があるから、両方のダムの水を相互に総合

である。しかもかつて維持していた地域の自己水源は放棄していたから、湯水になってもすぐにには深井戸等を再開するわけにもいかず、断水という事態に陥らざるを得なかった。現実には、佐賀県東部水道企業団内部の緊急措置など（企業団の構成自治体である佐賀市の持っている自己水源の運用など）によって、湯水被害を最小限に収める努力があつて、前述程度の被害に止まったのであるが。

# 都市の論理に巻き込まれ



有効貯水量がゼロになり干上がった寺内ダム(94年9月27日、本社ヘリから)

## '94佐賀湯水の真因

'96.7.26(7) 毎日 (西抄社)



蔦川 正義

### 自己水源まで放棄

振村などの十町村では、八月二十六日から九月十五日の間、三次にわたって延べ十四日間、二十二時～十時の十二時間断水のほか、長期にわたる減圧給水が行われた。福岡湯水のあった七八年には、この地域にはまったく水不足は起きなかった。にもかかわらず、九四年湯水において夜間断水にまでたち至った原因は、この間に広域水道事業である佐賀県東部水道企

私は単純に「ダムはムダだ」というつもりはない。しかし、大規模水資源開発に巻き込まれた結果、湯水と呼び寄せってしまった佐賀東部地域の例は、水問題だけでなく地域政策全般を再考するのにも格好の材料を提供していると思う。(佐賀大学教授・地域経済学)

## 水源開発問題全国連絡会大垣市総会宣言(案)

建設省は昨年六月三十日に「ダム事業の評価システムの試行」を発表した。

私たちはこの「試行」の本質が「全国で闘われている水源開発反対運動の切り崩し」と「ダム事業の推進」を目的としていることを読み取り、「この試行の白紙撤回」と「第三者機関による見直し」を建設大臣と内閣総理大臣に求めた。同時に私たちは現地の運動と綿密な連絡を取り合いながら、その進行を厳しく監視してきた。

しかしながら現在既に、沙流川総合開発審議委員会は二風谷ダムの試験湛水を認める答申を出し、苦田ダム建設事業審議委員会と川辺川ダム建設事業審議委員会は、ダム事業の推進に御墨付きを与える答申をおこなっている。

三つの審議委員会に共通していることは、事業の進捗程度を大前提として事業を是認し、その事業の必要性の有無と公聴会等で出された反対意見について、真摯な調査・論議がほとんどなされていないことである。これらの審議委員会の進行は、建設省の試行の建前すら無視している。

建設省はこのような答申を受け、各答申を「最大限尊重する」とし、「事業の推進に邁進する」ことを表明している。建設省の自作自演、なんと滑稽なことか。

この「ダム事業の評価システムの試行」は、「第三者機関による公正な見直し」を求める世論の盛り上がりに対抗し、先ずは建設省が自ら見直しをおこなう、として発足した。それは、「事業の決定権をだれにも渡さない」という建設省の強い意思の産物である。三つの審議委員会答申は建設省の意思と知事の推進論との合作にすぎない。

答申が出たからといって私たちはいささかも揺るぐことはない。地域の闘いはダム事業等の欺瞞性をあばき、確実に世論を喚起している。地域の闘いは、いくつかの審議委員会を当初の思惑通りには進まない状況に追い込んでいる。今や私たちだけでなく、多くの人が「事業の決定権を建設省や知事から国民のもとに返還させる」ことが本質的課題であることを認識している。

建設省直轄事業のみならず、すべてのダム事業等の決定権は、主権者である私たちが獲得しなければならぬ。私たちはそれに向け、あらゆることに取り組むことを本日確認した。無駄な水源開発から地域社会を守り、自然を護り、巨額な浪費を止めさせるために。

一九九六年十一月二十三日

水源開発問題全国連絡会大垣市総会出席者一同



## 細川内ダム建設計画に反対する『木頭村』

連絡先 〒771-64 徳島県那賀郡木頭村大字出原字マエダ34番地  
木頭村役場ダム対策室 TEL08846-8-2311 FAX08846-8-2690

### ダム等事業審議会

全国で13の事業が審議対象になっているが、村民・村議会・村理事者が三位一体で反対している細川内ダム建設計画については審議会が設置されていない。昨年6月に建設省がダムや堰に対する評価システムを新設する方針を決めてから、ダム事業審議委員会の委員に加わるよう今日までに建設省と徳島県からは5回審議委入りの要請が木頭村にあった。しかし、委員選任が公平でなく、ダム計画にお墨付きを与えるだけとして村長と村議会議長は就任を拒否している。

木頭村は既に全国で設置されている12カ所の審議委の動向並びに結果については常に注目をしている。建設省は今後20数カ所で審議委設置を予定しているようである。建設省はこの審議委制度をダム・堰の建設事業の流れの一過程としているように見受けられる。このような状況から、細川内ダム事業審議委が設置できないからといって、今更、審議委対象から除くということは非常に難しいと考えられる。

徳島県知事は平成5年11月の木頭村との話し合いで、現地での測量・ボーリング調査を強行してやるということはないと約束している。また、建設省と徳島県は地元代表の入らない審議委員会はあり得ないと述べている。このようなことから計画自体を中止することは今はできないが、今後木頭村が審議委に入らないことで実質的に細川内ダム建設計画の推進に待ったをかけ続けることになる。

### 最近の運動

徳島県内には細川内ダム建設計画に反対する住民団体が9団体ある。その内の8団体が集まって細川内ダム建設反対県連絡会を昨年10月に結成した。今年の8月には徳島で第12回水郷水都全国会議が開催され、この時に県連絡会が「ガ口の森のオーナー」として立木トラスト運動の募集を開始している。現在全国の582人から1123本の応募があり、今月の10日にはオーナーが参加して木札を樹木に取り付ける「第1回立木トラスト」が行われた。

立木トラスト運動は、開発計画の予定地にある樹木を買い取って計画

の阻止を目指す運動。主には民間によるゴルフ場開発などを防ぐ手段として全国各地で成果を上げている。細川内ダム建設計画のような公共事業では、土地収容法に基づく強制収容の適用が可能のため、今回の運動は阻止行動というよりは、反対姿勢を強くアピールすることを目的としている。

このトラスト運動は、地主から水没予定地内の樹木を県連絡会が買い取り、県連絡会はこの買い取った樹木を、ダム計画反対の賛同者に1本1000円で売買契約を結びオーナーになってもらう。樹木にはオーナーの氏名を書いた木札を取り付けてトラスト対象木であることを明示する。オーナーはこの樹木を伐採してはならず、契約後10年経過するか、細川内ダム計画が中止された場合には、県連絡会に無償で譲渡することになっている。県連絡会は今年度内に2000本を目標にして募集を継続しており、全国の皆様のさらなるご支援ご協力をお願いいたします。

### 立木トラスト契約書

199 年 月 日

(甲住所) 徳島市中徳島町2丁目15 (TEL0886-54-4554)

(甲氏名) 細川内ダム建設反対徳島県連絡会  
代表世話人 大栗丸人

立木オーナー

(乙住所) \_\_\_\_\_

(乙氏名) \_\_\_\_\_ 印

甲、乙は、徳島県那賀郡木頭村に計画されている細川内ダム建設に反対し、那賀川に残された最後の清流と、豊かな自然を守るため下記のとおり契約する。  
契約書は2通作成し、甲、乙一部ずつ保管する。

### 記

- 1、甲は、その所有する徳島県那賀郡木頭村所在の立木No. \_\_\_\_\_ (以下本件立木という) を立木1本につき金1,000円で乙に売りわたす。
- 2、甲と乙は本件立木につき、乙の所有を公示するため然るべき明認方法を施す。
- 3、本件立木の管理はその所在地の山林所有者が行う。
- 4、甲は本件立木の前主からの求めがある場合、その他山林保全上のやむおえない場合は乙の承諾なくして本件売買にかかる立木を変更できるものとする。
- 5、乙は、本件立木を伐採してはならない。また山林へは甲の許可なしに入山してはならない。
- 6、乙は、本契約上の権利を他に譲渡してはならない。
- 7、本契約後10年経過するか、細川内ダム建設計画が中止された場合には、乙は本件立木を甲に対し無償で譲渡する。

以上

## 「苦田ダム建設事業審議委員会」について

矢山 有作

苦田ダム反対諸団体のこの一年間の運動は、主として建設省の出席を得てのシンポジウムの開催と苦田ダム建設事業審議委員会への対応であった。ここでは審議委員会をめぐる私たちの運動を中心に報告する。

## 1 審議委員会設置前

1995年6月30日、建設省は「ダム等事業の評価システムの試行」を発表し、7月14日には、河川局長通達により審議委員会の構成等が示され、ダム等事業審議委員会設置の動きが具体化した。

これに対し、水源開発問題全国連絡会（以下、水源連という）は7月26日、野坂建設大臣に面接し、白紙撤回を強く要請したが、要望は聞いておくという程度に終わった。

8月17日、私たちは中国地方建設局に行き、「苦田ダム建設事業審議委員会設置取り止めの要請」書をもって要請すると共に、後任の森建設大臣宛に同要請書を送付した。中国地建は要請を拒否した。

私たちの要請を無視したまま、29日には中国地建に「苦田ダム建設事業審議委員会」を設置した。

## 2 審議委員会発足後

私たちは、審議委員会の活動を阻止することに重点をおき運動を展開した。9月4日、長野知事宛の「苦田ダム建設事業審議委員推薦撤回の要請」をもって、苦田ダム対策室長に会い、知事の委員辞退と委員の推薦撤回を要請したが、要請は知事に伝えるというに止まった。

9月7日に、4日の知事宛要請と同様の趣旨の「苦田ダム建設事業審議委員辞任の要請」を審議委員に送付すると共に、辞任要請のハガキ運動を展開したが、これらに対する対応は皆無であった。

他方、建設省と県は審議委員会を設置しながら、29日水特法による水源地域の指定を決定、水源地域整備計画決定の作業を進めると共に、現地ではダム関連事業を促進しており、このことに対し10月5日「苦田ダム水源地域指定の撤回と水源地域整備計画決定の中止およびダム関連事業の中止を求める要請」を村山総理、森建設大臣、佐藤中国地方建設局長宛に送付し、文書による回答を求めた。

10月9日には、同様趣旨の知事宛の「苦田ダム水源地域指定の申請の撤回と水源地域整備計画の中止およびダム関連事業推進の中止を求める要請」と「苦田ダム建設事業審議委員会の審議についての要請」の二つの要請書をもって県に申し入れをし、審議についての要請は審議委員に送付したが、いずれも無回答であった。

## 3 第1回審議委員会

第1回審議委員会が10月11日の13時から開催されたので、9日付けの審議につい

ての要請書を携え、傍聴に出向いたが、中国地建職員から傍聴の可否は委員会が決めることだとして拒否された。委員長決定後に小坂委員長に会い要請書を渡し、傍聴許可を求めたが、これも拒否された。

翌12日の各紙の報道によると、この日の会議は、委員会の公開、非公開の論議に大半の時間を要したようである。委員会の公開については、一般市民には報道機関を通じて行きわたるという理由で、一般公開は認めず、報道機関にのみ原則公開とし、委員長判断で非公開とすることもある、委員の個人名を出した報道は控えてもらう、地元の人に意見を述べる機会をもうける（この部分は議事要旨には欠落している）ということになり、あとは、現段階での審議委員会の設置を疑問視する発言や、ダムの是非を論ずる審議を拒否するような発言が続出すると共に、発電施設の併設や積極的事業推進の要請もあり、この日予定されていた委員会の運営方法や審議の進め方は次回に持ち越されたと報じている。

委員会は16時頃には終わったようであるが、委員会の終了も、終了後の委員長の記者会見も、私たちには気がつかれぬように行われ、正確な終了時刻は不明である。

## 4 第1回審議委員会後

11月10日「苦田ダム建設事業審議委員会の審議についてのご質問」を審議委員宛に送り、苦田ダム建設事業審議委員会の現時点での設置に対する見解、一般非公開の決定理由等7項目に対し、同月20日を目途に文書による回答を求めたが、無回答であった。

29日には、慎重な審議を求めて、苦田ダム計画への疑念、苦田ダムへの反対提案を記述した「要請書」を審議委員に送付するとともに、小坂委員長には直接要請すべく、岡山大学に行ったが、不在。秘書は要請書の受け取りさえ拒否したが、押し問答のすえ要請書を渡した。なお、本要請書は中国地建にも送付した。

さらに、同日、第1回審議委員会に関する「抗議声明」を発表した。声明は総理、建設大臣、中国地建局長にも送付した。

1996年度政府予算案の発表をうけ、審議委員会による事業再評価を言いながら、他方ではダム事業推進の予算を計上するという矛盾に対し強く抗議し、「1996年度の苦田ダム事業関係予算計上に対する抗議と要請」を12月26日、総理をはじめ関係機関に送付し、県・苦田ダム工事事務所には直接出向いて強く抗議するとともに要請書を渡した。

## 5 第2回審議委員会

1996年5月30日13時開催の高梁川総合開発事業審議委員会のあと、同一場所で15時から開かれた。私たちは、審議の全面公開、公聴会の開催等5項目の「審議委員会の民主的運営に関する申入書」を携えて傍聴に行ったが、中国地建側職員に阻止されて会場に入ることができなかった。申入書を審議委員に渡す約束で中国地建職員にあずけたが、申入書は無視されたままである。

翌31日の各紙の報道によると、中国地建から苦田ダム建設事業の内容説明と反対する住民団体が審議委員会に提出していた（11月29日付の文書）ダム計画への疑問点についての見解が示された。委員は説明を聞くのみで、ダム事業についての質疑や意見は全くなく、ダムの早期実施を求める発言ばかりで、小坂委員長も、「苦田ダムは既に所定の手続きを終え、関係機関で事業を決議している。また関係町行政も建設に賛成している。ダ